

平成24年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成24年3月12日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1	議案第 1 号	平成24年度大竹市一般会計予算	一般質問及び 総 括 質 疑 (一 括) 予 算 特 別 委 設 置 ・ 付 託
第 2	議案第 2 号	平成24年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 3	議案第 3 号	平成24年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 4	議案第 4 号	平成24年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 5	議案第 5 号	平成24年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計予算	
第 6	議案第 6 号	平成24年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 7	議案第 7 号	平成24年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 8	議案第 8 号	平成24年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第 9	議案第 9 号	平成24年度大竹市水道事業会計予算	
第10	議案第10号	平成24年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第11	議案第11号	平成24年度大竹市公共下水道事業会計予算	(原案可決) (原案可決) (原案可決) 総 務 文 教 (原案可決) (原案可決) (原案可決) (原案可決) (原案可決) (原案可決) (原案可決)
第12	議案第15号	大竹市暴力団排除条例の制定について	
第13	議案第18号	大竹市手数料条例の一部改正について	
第14	議案第21号	大竹市社会教育施設運営審議会条例の一部改正について	
第15	議案第22号	大竹市火災予防条例の一部改正について	
第16	議案第26号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	
第17	議案第27号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	
第18	議案第29号	平成23年度大竹市一般会計補正予算（第5号）	
第19	議案第13号	大竹市公共交通活性化基金条例の制定について	
第20	議案第14号	合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の制定について	
第21	議案第16号	大竹市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について	生活環境 (原案可決) (原案可決) (原案可決) (原案可決) (原案可決)
第22	議案第17号	大竹市税条例の一部改正について	
第23	議案第19号	大竹市介護保険条例の一部改正について	
第24	議案第20号	大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について	
第25	議案第23号	大竹市社会福祉生業資金貸付条例の廃止について	
第26	議案第24号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ	

十

	いて	
第27	議案第25号 町及び字の区域の変更について	(原案可決)
第28	議案第28号 市道路線の廃止及び認定について	(原案可決)
第29	議案第30号 平成23年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	(原案可決)
第30	議案第31号 平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第31	議案第32号 平成23年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第2号)	(原案可決)
第32	議案第33号 平成23年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第33	議案第34号 平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第34	議案第35号 平成23年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	(原案可決)

○会議に付した事件

○日程第1 議案第1号から日程第11 議案第11号(一般質問・総括質疑・付託)

○日程第12 議案第15号から日程第18 議案第29号(報告・表決)

○日程第19 議案第13号から日程第34 議案第35号(報告・表決)

○出席議員(16人)

1番	西川健三	2番	大井 渉
3番	網谷芳孝	4番	藤井 馨
5番	乃美晴一	6番	児玉朋也
7番	北林 隆	8番	山崎 年一
9番	細川雅子	10番	日域 究
11番	上野克己	12番	寺岡 公章
13番	原田 博	14番	二階堂 博
15番	田中実穂	16番	山本孝三

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市		長		入	山	欣	郎
副		長		大	原		豊
教		長		西	尾	裕	次
総	務	企	画	太	田	勲	男
市	民	生	活	金	山	博	史
福	祉	事	務				
都	市	環	境	北	地	範	久
		部					

教育委員会事務局参事兼
 学校施設企画監事務取扱
 上下水道局長
 消防長
 総務課長併任選挙
 管理委員会事務局長
 企画財政課長
 地域振興課長併任
 農業委員会事務局長
 福祉課長
 保健介護課長
 市民課長
 監理課長
 土木課長
 都市計画課長
 環境整備課長
 上下水道局業務課長
 総務学事課長
 生涯学習課長

○出席した事務局職員

議会事務局長
 議事係長

二階堂 直

本名和夫
 賀屋幸治
 西岡靖

政岡修
 田丸滋美

米中和成
 山本八州宏
 香川晶則
 青森浩
 平田安希雄
 京久野涉
 野田英之
 中川英也
 小西啓二
 木下善之

正木丈治
 中曾一夫

十

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、9番、細川雅子議員、10番、日域 究議員を指名いたします。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1～日程第11〔一括上程〕

議案第 1号 平成24年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成24年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成24年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成24年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成24年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成24年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成24年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成24年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成24年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成24年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（西川健三） 日程第1、議案第1号平成24年度大竹市一般会計予算から、日程第11、議案第11号、平成24年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月9日の議事を継続いたします。

一般質問及び総括質疑を行います。

16番、山本孝三議員。

〔16番 山本孝三議員 登壇〕

○16番（山本孝三） おはようございます。きょうは私がトップバッターで、えらい緊張しておりますが、よろしくお願いします。

昨年の3月11日、東北で予想しないような大震災が発生いたしました。あれから1年。現地の状況をマスコミ等の報道で知る範囲では、震災による犠牲者は、死者1万5,854人、行方不明3,155人、今も仮設住宅5万戸、12万人の被災者が生活をされているそうです。仮設住宅での孤独死も17名に上ると言われております。

また、医療機関も全壊、一部損壊を含め、290病院。特別養護老人ホームや老人保健施設も52カ所が全半壊、これら施設の入居高齢者485人、職員173人が死亡、行方不明と報道されております。

医師も震災前に比べ、34%、看護師も20%、減少をしておるそうです。被災者の健康不安が、深刻な状況だと報じられております。被災地の復興事業にたくさんの課題がありますが、何よりも命と健康を守ることへの政府、行政機関の対応が強く求められているのではないのでしょうか。この場より、改めて心より犠牲者への御冥福と遺族の方へのお悔やみ、被災者へのお見舞いを申し上げたいと思います。

いつの時代でもいかなる場合でも、最優先されるべきは命を守ること。そのための医療制度や保険活動が、くだんに向上・充実するように取り組みが求められていると思います。こうした思いから、市長に通告をいたしております順序に従いまして、質問をいたします。

既に機会を得まして、これまで何回か、国保事業についての私の懸念、多くの皆さんの心配、こうした点に触れて、改めて質問をさせていただきます。

御承知のように、今、国保事業は、市町村を単位として運営されておりますけれども、これを近い将来、県単位に広域化しようという取り組みが進んでおります。そこで、その後、県、市町との間での協議、どういう状況にあるのか、まずお聞かせを願いたいと思います。

さらには、幾度か指摘をしましたが、各種23市町間での格差の問題。これの調整や解消について、どうなるのか、どうするのか。今回は一步踏み込んで、大竹市としての考え、調整や解消に向けての御意見を伺いたいと思います。

また、平成24年度国保事業の特別会計では、保険料の歳入科目で、9,000万余り減少の数字となっております。全体として国保事業の歳入構成の上では、どうした変化があるのか、またその理由なり、最も皆さんの関心の高い、保険料の負担はどうなるのか。平成22年度、23年度と相次いで値上げをされましたが、平成24年度はどうなるのか。このことについてお答えをお願いしたいと思います。

それから介護保険の問題ですが、先の生活環境委員会に提案されました、平成24年度21%以上の保険料の値上げが予定されております。なぜ、値上げが必要なのか。そのことについて、私も委員会では質疑をいたしました。ショートステイのサービスを充実させる、あるいは24時間体制で訪問介護を展開する。さらには特別養護老人ホームの建設など、サービスの充実のために値上げが必要だという説明を受けました。このことについて、具体的にそれらのサービスの充実や拡充の個々の費用計算はどういう根拠でされたのか。21%の値上げに反映されるこれらのサービスの種別によって、どういう根拠で値上げが必要なのか。ここのところをひとつはっきり、市民の皆さんにわかるように説明をお願いしたいと思います。

それから、24年度以降、実際に施設の整備や拡充はどうなるのか。昨年は入山市長も、特別養護老人ホームについては1年前倒して建設を図るということでしたが、結局、業者からの応募はなく、今のところ、いつそれが実現できるのか、見通しが立っておりません。また、大願寺の造成地の処分についても、業者選定に当たっては、老人福祉施設を整備す

るということに大きな魅力と評価の比重をかけた上で処分がされました。しかし、この業者も具体的に何をどうつくるのか、いまだに市民の目にははっきりしません。こうしたことを踏まえて、これからの施設の整備計画をどう進めるのかお尋ねしたいと思います。

それから、社会教育施設の整備の問題ですが、今回第五次総合計画が決まりましたが、この整備計画の中では、大竹会館の耐震診断をやるということだけに記述がされておるにすぎません。しかし、実態的に見れば、私がこの場で指摘をしたいのは、大竹会館は旧館、昭和38年11月に建設されて48年経過いたしております。栄公民館は昭和56年、既に30年が経過しております。玖波公民館は昭和49年、37年の経過をいたしております。恐らくこれらはすべて災害時の避難場所に指定されている施設だと私は記憶をいたしておりますが、災害時に避難すべき場所として指定されている所が、耐震診断もどうなっておるのか、補強や整備計画はどうなっておるのか。はっきりお答えをしていただきたいと思います。

私は、第五次総合計画の策定の過程で、優先すべきは大型開発よりか、こうした施設の整備を優先すべきだと。第五次総合計画の前期5カ年の中にも、これらの施設について大規模改修をやるのか、あるいは統廃合によって、より機能の高い施設に建てかえるのか。こうしたことの論議や計画の記述はありません。今、晴海の臨海公園の整備が設計もされたり、実施計画に向けての作業を進めようとしておりますけれども、私は前期5カ年計画の中に、総合公園も市民の皆さんが憩い楽しめる施設の必要性は重々わかりますけれども、災害に備えての施設の整備、社会教育の一環としてのこうした施設の整備こそ、優先すべきではないかと今、思いを新たにしておるところでございます。

そういったことで、この社会福祉施設の整備をどうするのか。いつかの時期に、箱物ばかりつくって経費の無駄だという批判の時期もありましたが、必要な施設はより機能を高めて、市民に利用しやすい、喜んでもらえるような施設に、私は改めていく必要があると思うんです。この総合計画の中で、社会教育施設をどのように整備するのか、あるいは統廃合をしようとするのか。そこらあたりのことを具体的に示していただきたいと思います。

登壇しての質問は以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今、持続可能性があちこちで取りざたされ、まさに心配事の多い社会保険制度につきまして、市民の皆様を思いやっての温かいお気持ちでの御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

3点目の社会教育施設の整備計画につきましては、後ほど教育長からも答弁がございます。

それでは1点目の国保計画についてお答えいたします。まず、国民健康保険の広域化についての県・市町の協議状況についてでございますが、国民健康保険の広域化につきまして、広島県では、平成22年7月に県、市町、国保連合会で構成する検討会議を組織して、保険料の収納率目標、高医療費市町における国保財政安定化計画、市町相互の連絡調整の方法などを協議して、平成22年12月に広域化等支援方針を策定したところでございます。

本年度の検討会議では、保険財政共同安定化事業の拡大について、県の試算に基づく協議がされているところでございます。また、この安定化事業につきましては、平成24年度に作業部会を設置して、十分な比較検討をする予定としております。さらに、収納率向上等の標準設定等もこの作業部会の検討課題となっております。今後は、この作業部会での検討結果について、県と市町で協議していく予定でございます。

次に、市町の各種格差に係る市の調整・解消の判断と意見についてでございますが、国民健康保険の広域化に関することで、保険料の平準化は、広域化の重点事項ですので、この点について御説明いたします。

平成22年度の県内市町の一人当たりの保険料は、最高額 9 万 3,895 円、最低額 5 万 9,903 円であり、1.57 倍の開きがあります。市町間の保険料の平準化といいますのは、この開きを解消していこうとするものでございます。

この際に、現在低い保険料の市町が大幅に上昇することにならないように、県の支援あるいは国の支援について、意見を申し上げていきたいと考えております。

また、保険料のほか、県内各市町の医療給付費の多寡や所得・受診機会の差異等をしっかりと精査した上で、広域化の協議がされるよう、県に働きかけをしてまいりたいと思っております。

次に、新年度歳入構成の変化・保険料負担の増減についてでございますが、平成24年度当初予算案では、歳入構成は、国民健康保険料及び国庫支出金を前年度よりもそれぞれ減額して提案させていただいております。これは、歳出の保険給付費が平成23年度当初予算編成時の見積もりよりも減額が見込まれることで、これに伴って、必要となる歳入が減額となる見込みになったことと、療養給付費等国庫負担金の負担率が引き下げられたことによるものでございます。

一方で、平成22年度の交付実績から前期高齢者交付金は増額して提案しております。

このようなことから、新年度予算案の歳入の構成比が前年度と変わってきております。

また、新年度の保険料負担についてでございますが、本市の保険料は、6 月の本算定時において、当初の被保険者数、決算の状況、国・県において決定される収入支出の概算額等をもとに算定いたします。したがって、現時点で正確に申し上げることは大変難しいのですが、当初予算案には年度間の保険料を平準化するための基金も、前年度並みに計上しておりますので、現時点で申し上げれば、現行と同程度になるのではないかと思います。

続いて 2 点目の介護保険についての御質問にお答えいたします。山崎議員の御質問の答弁と一部重複いたしますが、御了承いただきますようお願いいたします。

本市では、現在我がまちプランに基づき、住みなれた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指して、高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定作業を進めているところでございます。計画の策定に当たっては、国が示しております地域包括ケアシステムの構築を念頭に置き、自治会、民生委員、医師会、地域包括支援センター、その他関係機関と連携し、速やかに対応できる仕組みづくりを充実・強化していくことから始めたいと考えております。

また、国は第5期介護保険事業計画の策定に当たり、新制度として、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業所の整備を提案しております。本市におきましても、この制度は施設入所待機者にも配慮したものであると考えており、本計画期間内の整備を予定しております。

次に、第5期介護保険事業計画期間内における介護保険料についてでございますが、介護報酬の増加、認定者の増加、新規サービスの追加及び施設整備を予定しており、基準額にして年額5万7,924円となっており、第4期の保険料と比較して年額1万272円、率にして21.6%の増加となっております。

なお、介護保険料の増加につきましては、介護給付費準備基金から6千万円を繰り入れることにより、急激な上昇を抑えたものとなっております。

次に、小規模特別養護老人ホームの建設についてお答えいたします。

小規模特別養護老人ホームについては、平成22年12月に公募いたしましたが、応募業者はなく、また平成23年6月には、運営する側の採算性も考慮に入れて、小規模特別養護老人ホーム単独ではなく、ショートステイ施設の併設も可能とする条件を加え、再公募いたしましたが、残念ながら応募業者がありませんでした。

第5期介護保険事業計画では、施設整備について、小規模特別養護老人ホームとショートステイ施設の整備を考えております。公募に当たっては、より多くの事業者に応募していただけるよう、現在PR活動に努めているところでございます。今後も継続して広報活動に取り組んでまいりたいと考えており、第5期介護保険事業計画期間内の早い時期での施設整備を考えております。

最後に、3点目の社会教育施設の整備計画についてお答えいたします。

本市の社会教育施設は、旧耐震基準で整備されている建物も多く、老朽化も進んでいることから、今後、数ある施設をどのように更新していくかが、大きな課題になってまいります。

そのため、公民館や総合市民会館などの社会教育施設に加え、コミュニティサロンや総合福祉センター、農林振興センターなど、市民が集まる施設を一体的に見直し、施設の再編を行うため、現在、大竹市行財政システム改善推進本部会議において、社会教育施設等の再編基本方針の策定を進めています。

この基本方針は、社会教育施設等の再編をこれからどのように進めていくのか。その基本的な考え方をまとめ、各施設の利用状況などを分析し、最終的には各施設を存続・統合・廃止の方向性を整理したものにしたいと考えております。

現在、再編を進めていくための基本的な考え方を整理している段階でございますが、各施設の方向性を決定するためには、個々の施設の利用状況のデータを分析したり、課題を整理したりする必要があり、多くの時間を要します。

そのため、まずは今年度中に再編を進めていくための基本的な考え方を総論としてまとめ、来年度以降に、この総論の考え方に基づき、それぞれの施設の利用状況や課題を整理

した上で、各施設の方向性を示した各論を策定したいと考えております。

その後、基本方針で決定した方向性に従って、具体的にどのような施設にしていくかを検討し、事業費とその財源、各事業の優先順位を含めた事業計画を作成するという流れになると考えております。

現時点では、個々の施設をどうするかについて検討段階に達しておりませんので、具体的な事業計画や財政計画はございません。

しかし、現在策定しております基本方針の総論の中で、現在の施設をそのまま建てかえ、改修すると仮定した事業費の試算をしておりますが、その試算結果を見ますと、現在の施設をそのまま維持することを前提とした更新は、財政的にも非常に厳しく、施設の統廃合や機能の役割分担が必要になってくると考えております。

こうしたことから、基本方針の総論では、これまでのように地域ごとに同じような施設を整備していくという考え方を改めさせていただきまして、沿岸部全体を一つの地域として考え、既存施設の有効活用や、より広い範囲での利用を検討しながら、再編を進めていくという考え方を打ち出したいと考えております。

時間はかかると思いますが、一つずつ着実に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上で、山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（西尾裕次） それでは、山本議員の３点目の社会教育施設の整備計画についてお答えいたします。

十

本市の社会教育施設等の設置状況は、昭和38年建築の大竹会館の旧文化会館部分、昭和49年建築の玖波公民館、昭和55年建築の総合体育館、昭和56年建築の総合市民会館、栄公民館と、旧耐震基準の建築基準法で整備された施設が多く、これらの施設は大規模な災害時には避難所にもなるため、施設の老朽化や耐震強度等に対する計画的な対策が重要な課題であると考えております。

また、我がまちプランの、心にゆとりを感じるまちづくりや、生涯元気な心と体づくりを行うためにも、総合市民会館を初め、生涯学習の充実のための拠点となる社会教育施設の適正な配置と整備が必要になってまいります。

教育委員会では、行財政システム改善推進本部会議での社会教育施設等の再編の検討を受け、社会教育施設等の今後のあり方について協議を行い、本年２月に大竹市社会教育施設等整備基本方針を定め、教育委員会としての考えをまとめております。

この教育委員会でまとめた大竹市社会教育施設等整備基本方針では、基本理念として、社会教育施設は社会教育・社会体育はもとより、文化、芸術、環境、福祉、観光など、さまざまな場で活躍する市民が、心豊かに、潤いのある社会生活を送るための支援の場所として、また育児を行う親たちの学びや触れ合いの場所、ボランティア活動のための支援の場所として、自分たちのまちは自分たちでつくるという、市民が主役となって活動する施設と位置づけております。

また、施設整備の基本方針としては、既存施設を活用した市民が利用しやすい生涯学習

の拠点施設整備、行政サービス体制の一本化と施設間ネットワークの整備、そして市民活動の支援体制の整備を図ることとしております。

こうした方針の具体案として、各地区のコミュニティ活動拠点として、大竹駅からも近く、交通アクセスの面で恵まれた位置にあり、ネットワークの中核拠点として、総合市民会館、図書館、総合体育館を、仮称でございますけれども、総合市民センターとして位置づけ、市民の多様な学習機会を提供するとともに、学習内容の充実と社会教育及び家庭教育の中核を担う施設とし、施設の耐震化や大規模改修、改修に当たっては、利活用の低い部屋の有効活用が図れるような改修や図書館との連携、駐車スペースの拡充等について考えております。

また、大竹会館、アゼリアホール、エスポワールも、こちらも仮称ですが、市民文化センターとして、芸術文化活動の拠点とし、老朽化が著しい大竹会館を解体し、アゼリアホールの可動式客席の固定式客席への改造等、エスポワールとの有効活用が図れる施設整備を検討してまいりたいと考えております。

そして、その他の社会教育施設の整備につきましても、今後、学校統合や市公共施設のあり方について市長部局と協議を進めながら、施設運営のあり方も含め検討を行ってまいりたいと考えております。

以上が、教育委員会の大竹市社会教育施設等整備基本方針の主な内容でございますが、今後、市長部局における行財政システム改善推進本部会議において、社会教育施設等の再編基本方針の各論を整理していく中では、教育委員会のこのような考え方を申し述べてまいりたいと考えております。

以上で、山本議員に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） 質問の順序が、登壇したときより、最後のほうから重ねて質問するんですが、今年の2月にいろいろ専門家の皆さん、関係者の皆さんが集まって検討されて、いわばたたき台と言いますか、今からさらなる詰めを行うという段階でしょうか、その今の段階が非常に大事なんじゃないかと思うんですね。だから、こういうたたき台をつくったと、市民を代表する議会のほうはどうかというふうにするべきじゃないかと思うんですが、それは難しいんですか。

再編整備いう基本的な、市長の答弁であったんですが、これは沿岸部を中心に今ある施設を再編するということになれば、ある地域では、今ある施設がなくなるかもわからんよね。そうすると、その地域の人はかなり長期にわたる合意形成の時間も必要だし、基本が決まったら、なかなか行政いうのは動かないんだから、アウトラインが決まる過程での論議こそ、私は住民の方の意見、またその計画策定に参加してもらおうという手法こそ大事なんじゃないかと思うんですが、たたき台のたたき台かもわからんが、やっぱり市民を代表する議会側にもこういう考えだということを提示をしてもらって、ともに検討をするという運びにしてもらいたいんですが、どうですか。どっちに聞けばいいんでしょうか。担当は教育長だろうから。どうですか。

それで、ここに私がもらってる資料では、大竹会館、総合体育館、玖波公民館、栄公民

館、総合市民会館、こういうようなところは、とりあえずは早期に耐震診断を行って、必要なものには必要な手当てをせないかんのやないかと思うんですね。

ところが、総合計画の実施に当たっては、前期5カ年の中には、大竹会館の耐震だけです、記述があるのは。先送りじゃないですか。栄公民館にしても玖波公民館にしても、かなり老朽化もしてるし、これは今言うように、昭和49年に玖波公民館が建てられて、栄公民館も昭和56年、大竹会館については38年ですから、今の耐震基準には到底間に合わないのよね。それでも、前期実施計画の中では触れられてないんです。だからさっき言うように、社会教育の施設として必要ないことは重々わかって、これは共通認識であると同時に、災害時の避難場所に指定されとるんじゃないかということを確認のために、どなたか確認の答弁してください。

災害の対応として、避難場所の確保というのも重要な位置づけせないけんでしょうがね。それでも今言うように先送りですから、私はここのところを問題にしてるんです。前期5カ年がない、そしたら後期5カ年でやるんかどうかははっきりしないじゃないですか。財政計画で言えば、今から検討して再編をしていくということを基本に据えると、こうおっしゃる。急ぐべきは、私はこういう施設の手当であり、最も皆さんが日常的に親しまれる施設としての重要性をもう一度考えてもらいたいと思いますので、今言ったことについての答弁をもう一度お願いします。

それで、今個々の問題について、市長から答弁をもらったんですが、この検討会議の設置というのは、先般新聞紙上で、県議会で…。

○議長（西川健三） ちょっと山本議員。今3点目のほうをやりましたね。一問一答形式になってるんで、順序を踏まえながらやってください。国保の分は次にしてください。

○16番（山本孝三） ではこれで終わりますから、先に答弁。

○議長（西川健三） 答弁のほうお願いします。

市長。

○市長（入山欣郎） 今、再編をどのような手法でやるかということで、今こそ議員の皆さん方に提案して、初期の段階から一緒に考えるべきだという大変ありがたい御提案をいただきました。

ただ、今先行してこのことを進めて統廃合することを企画された、さる町では、市民の皆様方の反対署名運動を、その先頭にいろんな議員の方が立たれて、にっちもさっちもいかないというようなことがせんだってテレビで放映されておりました。

各論に移りますと、ここの施設は廃止いたしますと、ここの施設の機能とここの施設を合わせてこっちの施設は廃止いたしますということで、大変心苦しいことを提案するようになってまいります。そういう意味で、現在の利用状況、それからその設備の目的、それから耐久度、さらに更新するための予算等について、今、精査するように研究いたしておりますので、もう少し時間をいただいて、たたき台を出させていただきたいというふうに考えます。大変勇気のいる提案でございますので、そのこともぜひ御理解をいただき、皆さん方で、慎重に御議論いただき、全市的な動きの中で決定をしていきたいと思っておりますので、今もう少しお時間をいただきたいと思いますと考えております。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） 市長のお言葉どおり、まとまったら、ひとつ議会のほうにも提示してください。

それでは、国保に戻って質問をさせていただきます。

○議長（西川健三） 3問の分は終わっていいですね。

○16番（山本孝三） ええ。

先ほど市長のほうから、県では広域化に向けての検討会議を設置するという話でしたが、新聞紙上では、必ずしも23市町が全部参加するということになってないですね。

大竹は、この検討会議に参加するんですか。それで、私どものもらってる協議会での説明だったかと思うんですが、格差の問題の中で、先ほど22年度の新しい資料に基づいてお話がありました。収納率とか、それから保険料の負担額とか、2点ほど、格差の状況についての話がありましたが、私どものもらっている21年度の県内各市町の状況を示した資料によりますと、被保険者一人当たりの医療費について見ると、最高が44万7,225円医療費を必要とした。最低では31万7,756円で、その差が12万9,470円ある。ではこの医療費の高低差は何が原因か。

医療機関等の最新式の機器を使つての検査や診療、そういう地域とそうでない地域とのアンバランスも、これは反映しとるんじゃないかと思うんですが、そういうことへの解消はどうなるんか。

それから、保険料についても、県内最高一人当たり9万9,168円、これは21年度ですから、最低は7万737円で、2万8,431円の差があるという数字になってますね。それから、保険料の負担軽減のために法定外の、よく予算書には国保会計繰入金というふうになっておりますが、これは法律で決まった範囲の歩率がありますから、それで国保会計へ入れるわけで、今保険料の負担軽減のために繰り入れするという、いわゆる法定外繰り入れは、大竹はゼロですね。やってないんです。

ところが、県内23市町の中では、保険料軽減のために一人当たり2万538円、一般会計から法定外の繰り入れをしている。ある町では、一人当たり1万4,030円を繰り入れして、保険料の軽減を図っている。こういうことになってる。収納率も23市の人口規模によって、それぞれ収納率の国が決めた標準値がありますが、それはさておいても、一番いい町で97.27%、収納率を確保している。悪い市では86.16%。これだけの大きな差があるのは、広域化のスタートに向けて、いつの時点で、どう強制できるんか。私には全くわからんです。

それから、国保の基金。以前は大竹市も一般会計からの繰り入れをせざるを得ない時期がありまして、法定外の繰り入れをしてもらいよった。ところが、その繰入額が不用になれば、また一般会計に返しよったんですね。ところが、それでは困ると。あくまで一たん国保会計に入れたんだから、余剰分については基金として残すべきだという制度を、これは私が当時国保の運営協議会の会長を務めた時期に、当時の厚生委員会でそういうことを強く要望して、確か課長は佐伯重郎さんだったと思うんですが、その時期に基金制度をつくったんです。この基金をどう活用するかという問題もありますね。

それで、県内の市町の状況を見ると21年度では一人当たり8万6,000円、大竹市は保有してるんです。被保険者一人当たりですよ。世羅町は一人当たり8万7,242円保有してるんです。この基金の活用はどうなるんですかね。ここも私が値上げで先行して足並みをそろえるんじゃないしに、基金の活用も含めて、それぞれの市町、特に大竹市も考えるべきではないかと思うんですが、どうでしょう。

以上、格差の問題と今言ったような基金の活用の問題。市としての考えをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） 1点目の検討会議のことなんですが、県下の23市町の課長会議の下に、検討会議をつくります。その検討会議の構成メンバーは、23市町の中から、被保険者の数に応じてピックアップすると。しかしながら、特徴的な神石高原町とか、あるいは大きい広島とか福山のほうは入れてから、合計7から8ぐらいのメンバーで協議をしていきたいと、県のほうがそういうことを言われておりました。構成メンバーのほうは、2月中には打診をして4月1日以降に進めていく予定だったんですが、今のところ県のほうも忙しくて、メンバーそのものもまだ決定をしていないような感じです。

最終的に検討会議のほうで協議をいたしました内容は、県下の23市町の課長会議のほうに上がってきますから、当然のことながら、課長のほうにその情報が来ないということはありませんし、また、我々が仮にそのメンバーの中に入れなかった場合は、そこで意見を申し上げることはできると思います。そこは私のほうも、しっかり意見を申し上げていきたいと思っています。

先ほどの医療の格差の関係なんですが、やはり最新機器のこともあるかと思うんですが、医療機関そのものが、例えば、県北のほうは少ないとか、あんな感じの条件がありまして、医療費の格差があるんじゃないかと思います。当然のことながら、医療費の格差がありますから、保険料のほうもそれによって影響されるということになってくると思います。

先ほど言われました調整交付金の関係、あるいは基金の関係のことなんですが、最終的には24年度のこの検討会議の中で、一個ずつ検討課題をつぶしていくような感じになるかなと思います。先ほどの市長も申し上げましたような感じで、保険料から始まりまして大変な困難さがあると思うんですが、前回の議会でも申し上げたと思うんですが、せっかく努力をして、それが無になるようなことがないように市のほうも取り組んでいきたいと思うし、また私のほうも意見は申し上げていきたいと思っています。以上です。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） そうしますと、大竹市は検討会議に構成メンバーになれるかどうかからんわけね。課長会議なるものが、定期的に開かれるのかどうなのかわかりませんが、大竹市としての意見を述べる機会はどこにあるんですか。課長会議、検討会議。

そんな1カ月に何回やるんか、半年に1回やるんかわかりませんが、これだけの大きな格差の解消やら、調整のめどはつくんですか。

加えて言うと、保険料の算定方式だって随分違うんですよ。大竹市がどういうアンケートの回答されたか知りませんが、住民税方式で保険料の算定をすべきだという市が一つあ

るんですね、アンケートの結果によると。所得割と均等割だけでいいじゃないかというのが6市町あるんです。所得割と均等割と平等割をやれというのが10市町。それから所得割資産割、均等割、平等割が2市町。こういうふうの違いがあるんですね。これだけでも大変な議論が必要だと思うんですよ。

それから、負担構成の中で、我々の中で応能と応益がありますね。この応益と応能をどうするかということの中で、応能をふやせというのが6市町あるんです。応益をふやせというのが1市町、回答してないのが、16市町ある。課長会議でこういうことやるんですか。検討会議でやるんですか。だから、ここだけ、保険料の算定方式をめぐっても大きな意見の違いがある。これはみんな市町の農村部、島嶼部、都市部、中間的な都市の住民の皆さんの所得の実態なり、医療機関の整備状況なり、いろいろ加味してそれぞれでこれやってるんです。それを機械的に一本化するなんて無理なことをやろうとしてるんじゃないかと思うんですが、どうなんですか。大竹市としてはどういう回答をされたんですか。

この前の質問では「はっきり記憶はありません」と、課長はおっしゃったのですが、ひとつ記憶を鮮明にして、今私が言う、このことについて答えてください。

それからさっき言った、格差のあれこれの問題について、市としてはどうやったらええ思うんですか。それは市として会議で意見を述べるんですから。被保険者や皆さんの心配を代表して、会議で発言するんですから、市としての態度を、こういう機会に明確にしてもらって、それはこうしてほしいという意見があればそうやってもらいたい。なるほどそういうことなら頑張ってくれということになるかも。そこらのこともあるから、さっき幾つか挙げた格差の調整や対象のための市としての意見はどういうことになりますか。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） 検討会議はあくまでも素案を練るところでありまして、その分の案を持ち上がって、市町の担当課長会議のほうに上がってきます。最終的にはそこが決定機関ですから、あくまでも格差を是正するための方法等を代表で7、8ぐらいの保険者が出てから協議するということです。最終的には県下の課長会議の中で協議をするということになると思います。また、市のほうの方針としましては、あくまでも、先ほども申し上げたと思うんですが、インセンティブですかね、せっかく努力したものが、無にならんような感じで対応というか、協議というか、何か反応とかしていきたいと思うし、それに沿っていききたいと思います。

先ほどのアンケートの関係なんですけど、保険料の算定方式なんかは、例えば3方式とか、あるいは応益とか応能の関係の分は回答なしのほうに、大竹市のほうはしたんじゃないかと思うんですが、そういった感じで、数項目に関しましては、過去にアンケートで申し上げております。その結果をもとにまた検討会議のほうから議論をされるのではないかなと思っております。以上です。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） どうも歯切れが悪いね。本当に被保険者が心配するようなことを、堂々と主張して、納得できるような意見を述べる力があるんか。ないんじゃないか。結局このたたき台できたそれにぐずぐず言ったところで、それで引きずられることになるんじ

やないか。今のような答弁ではそうなるよ、それは。もう一度腹をかけて取り組むという姿勢を示して私はもらいたいと思うのですがね。予算委員会もありますから、また関連して聞かせてもらいたいと思いますが。

それで私が一番危惧しているのは、この広域化が仮に進められるとどういうことになるかということに心配しているのです。それで幾つか私の危惧するところをちょっと申し上げておきたいのですが。

一つはさっき言いましたように、一般会計から繰り入れをして高い国保料を引き下げて負担軽減を図っていくという法定外の繰り入れが広域化されるとできなくなるのじゃないか。これが一つ。

それから、市町独自で現在、法定減免以外に条例による減免制度をつくっているところがあるんですね。全国的には相当ありますよ。こういう市町の独自性、これが認められなくなる。これはいい例が後期高齢者の医療制度です。国が決めるまでは大竹市も県に倣って、75歳以上の人間ドック、脳ドックをやめたのですから。こんな差別を平気でやるようなことになる。国保の場合も、今言う独自の減免条例などはそれをしなくなるのではないかと思うのです。

それから大事なことは、我々議会人として大事なことは、被保険者からもいろんな意見や激励を受けて議員にならせてもらっていると。ここに議席を持たせてもらっているのですよ。八千何人おられるのですから。そのうちの有権者6割にしても四千数百人の有権者の方々からも指示をいただいて、国保では頑張ってくれと、地域医療でしっかりとやってくれと、こういう声をいただいてここに座っておるのですね。

ところが、広域化になったら、議会の意見なんて通用せんでしょう。事実上地域医療についての制度や中身については、住民を代表しているといいながら、大竹の議員や市議会の声は届かないようになるのです。さらには、今まで大竹市の担当者の皆さんや歴代の市長が地域医療のために、住民の健康増進のために頑張って国保の事業を運営されてきた。この市町の権限というものなくなるのですよ。積み上げた成果も、広島県一本化にされたら、それを生かされるという保障はあせんのです。

そういう問題を含んでいる広域化ですから、よっぽど慎重に考えるべきじゃないかと思うのですがね。市長はどういうふうを考えておられるのか、国が決めることだからそれはしょうがないよということで行くのか。いや、そうじゃないと、今まで積み上げてきた歴史ある地域医療のこの砦を、やっぱり守る上では小規模であることのほうがよりいいのだと、これまでどおり市町の実勢と住民の協力でよりいい、行き届いた地域の医療制度を確立していく、国保事業の運営をしっかりしたものにしていくべきだというふうにお考えなのかどうか、そこのところを最後に聞かせてください。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 御指摘ありがとうございます。

今回の国民健康保険の広域化につきましては、自分自身も唐突な感じをいたしております。後期高齢者医療制度をやめるという、その前提のもとに一本化するために国民健康保険を広域化しようということでの動きであったのかというふうに関心してお

ります。

今、議員が御指摘のように、大竹のまちは市民の皆さん方が健康に留意してくださいまして、非常に国保料も安い中で推移をしております。そして、収納率等についても、努力をする中である程度の高い収納率を持ち運営をいたしております。そういう意味で、基金もしっかり留保した安定した他市に決して劣ることのない、どちらかという安定した運営をしているまちであるというふうに自負をいたしております。

その中で議員が御指摘のように、広域化して収納率にも差がある。健康に対する施策についても差がある。その中で一本化して、市民の皆さん方の負担が多くなってしまうのじゃないかという危惧については、私もその部分では感じると思います。広域化いたしますと、どうしても各町の収納率に対する努力や、健康に対する努力が落ちるというような危惧をされる部分は確かにございます。ただ、大竹のような小さいまちで申しますと、高額な医療費が急速にふえたときとか、その他病気が急速に流行したときに対する対応とか、そういう面で広域化という部分について考える必要の部分も一部にはございます。そういうことでしっかりとメリットが受けられる部分とデメリットの部分をしかりと我がまち独自で考えた上で、この広域化の問題については、会議について対応してまいりたいというふうに思います。

まだまだ県のほうでも検討段階というような状態でございますので、先の成り行きがはっきりと見えませんので、どういう対応を具体的にしていくかということについては、具体的に今決まっておりますが、今、議員御指摘の留意すべき点については十分に考慮させていただいた上でまた提案をさせていただきたいというふうに考えます。

ありがとうございます。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） それでは、介護保険の問題に行きたいと思います。

平成24年度、制度上の変更といいますか、サービスのあり方の充実といいますか、というようなことが予定されているということで、登壇しての質問の際に、ショートステイのサービスを充実させるとか、24時間体制での訪問介護・看護を展開するとか、特別養護老人ホームをつくるかというふうなことをお尋ねしたのですが、これは具体的にはどういう日程で今からつくられる総合福祉計画の中で位置づけられるのですか。そのところをもう少し詳しく聞かせてください。

それから、昨年6月の法改正で、現在認定されている要支援1と2は介護保険給付から除外してもいいと、これは市町の判断にゆだねるというふうになったということらしいのですが、大竹市としてはこれは認識されておるのですか。今度どういう扱いをされるお考えですか。

まず、この2点、ひとつお願いします。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） まず初めに、平成24年度から新しいサービスとしまして、小規模特養29人、それとショートステイが10床、それと24時間対応の定期巡回、随時サービスの訪問介護が50人ということで、新しいサービスを盛り込んでいくような感じに今、

計画の中でサービス供給の中でその分を入れながら、第5期介護保険事業計画を策定し、その結果が自然増等も含めまして保険料に4,827円とはね返った結果になっております。

それと、6月の法改正から要支援の1と2の、先ほど議員が言われた関係なのですが、多分介護予防日常生活支援総合事業じゃないかと思うのですが、これを説明いたしますと、市の判断によりまして、要支援者1と2、それと介護予防事業対象者、これはほうっておくと介護を受ける状態になるというのですが、こういった要支援者とか、介護予防事業対象者向けの介護予防とか、日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度というものになっております。

具体的には、今までは要支援の方はそのまま単順に介護予防事業のほうしか利用できなかったのですが、本人さんの意向とか状態に応じまして、適度に総合サービス、例えば見守りとか、そんな感じの介護保険事業の中にある以外のサービスを市のほうで独自に設定してやっていこうという制度になっております。今のところ、これは市のほうはまだ詳しく協議はしていないのですが、仮にその要望があった場合、考えていっていいのかなと思います。

以上です。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） これで2回聞くのじゃがね。サービスの供給実態の充実ということで、特養を29床ふやすというのでしょうか。ショートステイ10床ふやすというのでしょうか。それから介護・看護を24時間体制でやるというのでしょうか。これは必要だから保険料の引き上げが必要だと、こうなっているのでしょうか。だから、特養にしてもショートステイにしても、24時間の対象者50人にしても、どれだけの費用が必要になるからこれだけの値上げをするのだということを説明してくれということを言いよるのですよ、私は。

十

それから、要支援1と2についての保険からの給付除外、これは市町の判断にゆだねるというふうに法改正がされた。今後、今から3カ年の介護を含む福祉計画をつくるのですが、市としての考えは、それじゃ少なくともこの3カ年は、法律はそうっておっても、現状維持で行くのだということになるのですか。それを確認させてください。

それと、給付は、今言うように強調されるのだがね。逆に今までヘルパーが介護を必要とする人のところへ援助に行って、作業する時間が60分だったのが45分に短縮するという、逆にサービスを削るという問題が出てきておりますよね。これはどうなるのですか。大竹市もそれで事業者との関係で言えば、費用を払ったりするわけですからね。45分というのは妥当な時間ですか。洗濯に20分かかるとか、掃除に15分かかるとか、いろいろな計算をされているようですが、60分が45分に短縮されるこの15分間は今まで無駄やったということになるのですか。私はそうは思わないのですが。これはもう法律がそうだからやむを得ないということになるのですか。これはサービスの切り下げにつながるのではないのですか。どう判断されているのですか。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） 1点目の、小規模とかショートステイ、24時間を加えて最終的には、これらは最初の供給より400円程度保険料のほうがあップをしております。

それと、要支援の1と2の関係なのですが、全国でも今のところ日常生活支援総合事業というのが今のところまだ全国で80ぐらいの自治体が要望しているという記事を見たことがあるのですが、今のところ県下でも話は出ておりませんから、また県と会議の中で話を聞きながら、仮に対応する場合は検討していきたいと思います。

それと、ヘルパーの関係なのですが、山崎議員でもちょっと質問があったと思うのですが、60分から45分に短縮されたのですが、やはり制度がそのままになっておりますから、あらゆる機会、ケアマネの会議とか介護保険事業者の会議なんかにおきまして、その制度を徹底していただくというような感じでお願いをするしかないのかなと思います。

以上です。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） 質問するほうは時間と回数を制限されているのですよ。だから値上げの根拠になる特養、ショートステイ、24時間体制での介護・看護の費用がこれだけ要るから値上げがこれだけ必要なのだということを説明してくれと言ってるんでね。全然説明になっておらんじゃないか。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） サービスの供給量から保険料を導き出しますワークシートというのが国のほうから提示をされます。その中で、そこにあるかなしによって、もう機械的に数字が入ってくるような感じになっておるものですから、これが幾らほど上がるといふ感じの数字は出てこない状態になっております。最終的にショートステイを何ぼとか、小規模特養が29とかいふような感じで数字を入れた場合はそのまま機械的にワークシートで算出がされるような感じになっておりますから、そのちょっと中身のほうはよくわかりません。

以上です。

○議長（西川健三） 市民生活部長。

○市民生活部長（金山博史） 保険料ですけども、4,827円と。月額で言えば856円の上昇ということになっております。

先ほど課長のほうも申し上げましたが、施設整備、サービスを充実させることによる増が400円ぐらいかなと申し上げたと思いますが、残りが450円ぐらいになろうかと思います。これがいわゆる自然増といいますか、推定による給付額の増ということになろうかと思います。

以上です。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） 第5期介護保険事業計画を作成する上で、国のほうから全国の統一的なワークシート、その中に全部サービスを入れた場合はずらずらと自動的に出るような感じのシステムになっておりますから、そこに数字を入れた結果がこの4,827円という数字になった次第です。

以上です。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） 県等を通じまして国のほうにワークシートの仕組みをどんな感じのカウントをされるかはもう一度確認をさせてください。今のところははっきりつかんでおりません。

以上です。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） そんなことをいうたんじゃいけんじゃ、予算を組んどるんじゃけ。値上げも条例案出したんじゃけ。審議する側はなぜ値上げが必要なのかという根拠を理解しなければ市民の皆さんに説明できないじゃないですか。説明責任は執行部だけにあるんじゃないのですよ。我々にも責任があるんです。よくわかりませんが値上げに賛成しましたというわけにはいかんのよ。だから再三聞いておるんよ。国のワークシートやら何かがあって、それに当てはめたらこうなるというのなら、それじゃ特養29床設置したら、どういうサービス費がかさむのか。ワークシートがあるのでしょうか。それを言いなさいよ。ショートステイにしても10床ふやすというのなら。これを24時間50人対象にしてサービス供給をやる場合には費用はこれぐらいかかると、あわせてこれだけの費用増になるから値上げ幅をこれだけにしたという根拠があるのでしょうか。それを聞いとるんですよ。何で言えないのですか。4回目か、5回目かね。

○議長（西川健三） これが最後です

○16番（山本孝三） これが最後、というふうには質問者には制限があるのだから、限られた時間と回数の中でもう少しわかるように説明してください。

それで、私が言いたいのは、こういう施設をつくったらこういう費用が要るとか、こういうサービスをやったらこういう費用が要るとか、こうおっしゃるんじゃが、間々それと全然実態と合わんようなことになって、過剰に料金値上げをやるということにもなりかねんケースもある。一つの例が、大竹市の水道料金改正のときに、防鹿の水源地に非常用の災害時に間に合うように発電施設をつくるということで3年間、ローリングだったから当時料金値上げがね。1億5,000万円やらの事業費を組んだ。これを捻出するために料金引き上げがこれだけ必要になるということを言ったのです。ところが、いまだにやってはおらんのか。料金だけは先取りした。そういうことを私も知っているから。本当にこの21%の値上げをせにゃいけんのかどうかというその根拠を知りたいのです。言っていることはわかりますか。説明をできる回数がないから。

うなずいておられるのですが、私が言うのは、じゃあ特養はいつできるのですか。平成24年ですか、25年ですか、26年ですか。ショートステイのサービス供給開始はいつになるのですか。24時間体制で50人対象にやるというのですが、訪問介護や、訪問看護ができる体制の保障はあるのですか。施設の実現の時期も2年も3年も先になる。サービスの供給もいつから始まるやらははっきりわからん、体制もどうなるかわからんというのに、料金だけを先取りするなんていうことはね、私としては理屈に合わないと思う。だから、必要なら1億9,000万円の介護保険の基金があるのだから、それを使いながらでも施設が完成してサービスの供給が開始できるまでは頑張って、料金だけは負担を先取りするようなことをせんように考えるべきじゃないですか。課長だって、市長だって、今の特養をいつ実現

して収容できますということは言えるのですか。ショートステイの施設がいつできて、サービスの供給がいつから始まりますということが言えますか。

訪問介護にしても50人を対象にですが、お医者さんや必要なスタッフが体制的にいつ整うのか。4月1日からすぐにでもそういうサービスの供給が保障できますか。そういうことがはっきりせんのに、料金だけは4月1日から値上げをして負担をさすのだと。そんなことが、私だけじゃなしに多くの皆さんもなかなか納得されんのじゃないかと思うんですがね。だからその間の必要な費用については、基金を活用してでも、何も4月1日から値上げをしなくても対応できる工夫を考えるのが私は大事なことだと、こういうふうに思うのですが、私の言っていることわかってもらえますか。

まず、だから皆さんにわかるような値上げの根拠を、もう少し詳しくわかりやすく説明してください。もう私も回数制限で次は立てないのだから。よろしくお願いします。

○議長（西川健三） 副市長。

○副市長（大原 豊） 介護保険の保険料につきましては、3年間の金額ということになっております。

あと計算式につきましては、先ほど課長が申し上げましたが、国の基準がありまして、その中に数値を記入すれば数値が出てくるという形になっていますので、その計算式につきましては、県なり国なりに聞きまして、その根拠について確認したいと思います。

あと、施設の整備とかサービスの供給につきましては、平成24年度中に広報とかPRとかやる中で、できましたら平成24年度中に公募をして、平成25年度の後半ぐらいからサービス提供ができたらいいなというふうに考えております。

以上です。

○16番（山本孝三） これで終わります。

○議長（西川健三） 続いて12番、寺岡公章議員。

〔12番 寺岡公章議員 登壇〕

○12番（寺岡公章） 12番、公正クラブの寺岡公章でございます。

私からは、大竹の誇りについて、大竹駅周辺整備新構想から既存駅舎の有効活用について、また、大竹駅周辺のにぎわいづくりについて、NPO活動の拠点について、伺ってまいります。なお、このたびは各件がお互いに関係のあるものだと考えておりますので、一括での質問とさせていただきます。

まず、大竹の誇りについて伺っていきます。

いまだに大竹には何もないと、そういう言葉を時々耳にします。謙虚な姿勢があらわれている言葉であるともとらえられますし、また別の方がそれについて反論をしていらっしゃる場面もしばしば目にします。そろそろこういったことを払拭する材料を整理して共有していきましようというのが、この件での私の質問の趣旨になってまいります。

「井の中の蛙大海を知らず」ということわざは、中国の荘子が伝えた言葉のようです。通常世間知らずという言葉で使われることが多いようです。ただ、日本に伝わってきた後、「大海を知らず」の後に「されど天の高さを知る」と、こういった言葉がつけ加えられたとも聞きます。見聞を広めれば広い世界を知り、浅く知識をつけます。逆に一つの場所に

とどまることでより深い知識を得ることができると、そういう意味がつけ加わったそうです。

何もせずに自分は専門家だというふうに勘違いしては、目も当てられません、一方で、私は井戸から出てみれば自分が、自分たちが大海で十分に通用する存在であると、そういうことに気がつけられる前向きな言葉でもあるというふうに受けとめています。

行政職員である皆さんが、通常の業務を行う上で知り得た大竹の長所。どこでもかしこでものべつ幕なしに表現すれば傲慢な態度に受けとられると心配していらっしゃるのかもしれませんが、小出しにされるのを耳にするだけではなかなか人の心に刻まれることに成長いたしません。ふるさとへの誇りは、大竹を愛する人づくりの根幹であると考えます。以前の一般質問で、「知らなければ愛しようがない。知ることで愛着がわく。また好きになる」と、こういった旨の発言をさせていただいたことがあります。

市民は既に感覚的、主観的には感じている誇り、それぞれ多く持っております。それは観光資源であったり、歴史的文化財であったり、それぞれが多様でございますが持ち合わせております。これに行政が持っておられる客観的データに基づいた情報を合わせることで、これからのまちづくりのヒントが浮かび上がってくるものであると考えております。少々手前みそになられても構いません。きょうはしっかり自慢をしていただくくらいで質問の趣旨をかなえていただけるかなというふうに思います。市行政の各課が持っている大竹のこういったところはよそで誇れると、こういう情報をぜひ紹介していただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目、大竹駅周辺整備の新構想におけるシンボルについて伺います。

新構想には、公共サインに外国を意識した意匠、この意匠はデザインであったりテーマであったりそういった意味であると思いますが、これを用いて、景観の統一が図られた商店街に空き店舗が増加してきているというふうにあります。

恥ずかしながら、私自身はなぜそのテーマが採用されたのか、意図と採用の経緯がわかりかねております。かの国がユーロ圏の経済不安、ピッグスの一つに数えられていること、これは全く関係ないのですけれども、感情論だけで言えば余り気分のいいものではありません。

また、新構想の別ページで既存駅舎空間が地域のシンボル、拠点になると位置づけておられます。その点について何ら異論を申し上げるつもりはありませんし、細かな部分はこれから御検討されていく段階であろうかと思います。こういった段階だからこそ確認をさせていただきたいのですが、テーマやシンボルとは、何か行動を起こそうとしたときに、変化を生じさせる場合の原点となるものです。万が一原点から乖離した行動や存在になりかけてしまった場合、最初に掲げたテーマが思い出され、そこに回帰していくよう軌道修正されます。

ところが、漠然とこれらテーマなどを掲げて、そこに求心力がなければ回帰のしようがありません。根なし草のように流され、当初イメージしていたものとは全く違う場所に立っていたということになりかねません。それでは、テーマを定めた意味すらなくなってしまいます。

駅周辺整備のシンボルにつきましても、根拠と意味に基づいた求心力が不可欠であると考えます。行政がこのたびの新構想におけるシンボルについてどのようなお考えをお持ちか伺います。自然発生的にシンボルとなることを期待しておられて、第三者の動きを待たれるのであれば、そのようにお答えいただいても結構です。その場合は、新たにその動きを促していく工程が発生してくると思いますので、また変わった議論になってこようかと思えます。

最後に、駅周辺のにぎわいづくりについて、NPO活動の拠点としての要素を加える、こういった視点から質問また提案をさせていただきます。

先ほどから挙げさせていただいております駅周辺整備新構想には、既存駅舎空間の有効活用のイメージ例として、高速道路のサービスエリアが写真付で紹介してあります。あくまで例であるということは重々承知しておりますが、これはハード面としてとても魅力的で、実現すれば市民や駅利用者には大変喜ばれるだろうと、若干先走りをしながら、その気持ちを抑えながらも期待に胸が膨らんでおります。

一方で、多様な交流を生み出し、多くの人が恒常的に集うにぎわいを創出するには、人と人の有機的なつながりそのものであるNPO活動の拠点とすることが効果的であると考えます。当たり前の考え方ですが、人は目的があればそこに行きます。散歩やジョギングなど行動そのものに目的がある場合ももちろんありますが、買い物をしたければお店に行きますし、働きにいくときは会社やお客さんのところに向かいます。その人の動きが結果的に導線となり、にぎわいを演出する要素の一つになると思います。

ところが、目的がなければ人は動きません。この広域的に考えた場合の周辺、繁華街と言えは広島市の中心部を思い起こしますが、その本通りに住んでいる人が、毎日買い物に出歩いているか。そうではありません。また流川に住んでいらっしゃる方が毎日飲み歩いているか。そうではありません。用事がなければ人は動きません。店に行くことはないのです。

今のところ、大竹駅を利用するという目的のある方々は、何もしなくても駅にやってきました。駅周辺のお店や飲食店に目的のある人もやってこられます。これらは相乗効果が得られるため、全国各地の駅前が比較的人の導線が入りまじっていると、こういった理由ではないかということは容易に想像がつきます。

今回、駅機能再編のために、それ以外の第3の目的、人々が用事をどう持ってもらえる仕掛けをするか。こういったことがこの件の質問の趣旨になってまいります。

以前、まちづくり対策特別委員会で意見を述べさせていただきましたように、にぎわいとは人の活動エネルギーが発揮された結果であると考えております。社会参加活動を目的とした方々に、駅周辺への日常的な出入りが促される取り組みができれば、これまで駅周辺に目的を持たなかった層もお越しいただけるようになります。

イメージ例にあるサービスエリアの経済的活動とNPOの社会的活動にも相乗効果があり、互惠関係になり得ると思います。これまでであった駅を使つての移動という目的、また購買という目的、そして新たに社会参加という目的を加えての再編を図られてはいかがでしょうか、伺います。なお、この場では、NPOとはNPO法人という狭い域ではなく、

非営利の市民活動という意味で使わせていただきます。

以上、3点、「大竹の誇りについて」「駅周辺整備新構想から既存駅舎の有効活用について」また「駅周辺のにぎわいづくりにおいてNPOの拠点づくり」、登壇しての質問を終えさせていただきます。

御答弁の際、市長に1点お願いがあるのですが、1点目の誇りの御紹介をいただける場合、そういった事例がございましたら、質問したのは私なのですが、市内外のケーブルテレビをごらんになっている皆様に、大竹をしっかりPRしていただきますように、ぜひカメラを意識しながら、御紹介をいただければと。文字どおり誇らしく堂々と御紹介をいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。2点目、3点目は私のほうを向いて御答弁をお願いいたします。

それでは、御答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 以前もわがまちプランの考え方を推進させる方法として、大竹検定などを御提案いただきました。いつも具体的な御提案をいただきながらの御質問ありがとうございます。それでは寺岡議員の御質問にお答えいたします。原稿を用意しておりますので、先にそれを言わせていただきます。

まず1点目の「大竹の誇りを整理して共有しませんか」の御質問にお答えいたします。

わがまちプランでは、計画期間中を通しての重点取り組み方向として、「大竹を愛する人づくり」をまちづくりを進めるに当たっての推進力と位置づけていますが、その施策展開としましては、まずは「大竹のよいところを知ってもらおう」と考えています。それは、対象のことを知らなければ特別な感情は生まれてこないと考えているからです。大竹の産業や文化、歴史だけでなく、寺岡議員御案内のナンバーワンを紹介することは大竹に誇りや興味を持つこと、好きになることなど、プラスの感情への芽をはぐくむきっかけになると思います。

また、わがまちプランを検討している際に、審議会から「行政はPRが苦手なので、大竹のよいところをしっかりと情報発信してほしい」という意見をいただいたこともあり、「大竹を愛する人づくり」を進めるために、市のホームページ上にあります「キッズページ」をリニューアルしようと考えております。

「キッズページ」は、市のホームページの中では珍しく、キャラクターが簡単な動きをしながら画面展開するフラッシュ形式を採用しており、大竹市の簡単な紹介や子供向けのクイズを行っております。しかしながら本コーナーは、入り口が目立たない上に、職員によるデータ更新ができないことから、ホームページをリニューアルした平成19年に作成して以来見直しがされないまま現在まで来ており、時間の経過とともにクイズによっては、答えや掲載データが現状と異なるものが出てきてしまうという問題も抱えてしまいました。これらの問題を解消するとともに、わがまちプランの紹介の場にもなり、大竹のいいところや自慢できるところを紹介する場としてリニューアルを計画した次第です。最近では多くの方がごらんになるホームページですから、対象は子供に限らず、市内外を問わずさま

ざまな人に見てもらえるよう、ページにおもしろみを持たせたいと思います。

庁内で検討会議も開催いたしました。結果、難易度の段階を設け、その段階をクリアしていくというゲーム性を持たせたクイズ形式を考えているところでございます。また何度でもページを開いてもらえるよう、各課や職員から寄せられた質問の数を100問程度にまでふやしている最中ですが、問題を募集した際に、コーナーの名称を仮に「大竹を知ってるかい？」としたためか、全体的には物知りクイズ的な感じになっており、寺岡議員御提案のナンバーワンに関するものが少ないようにも見えますので、今後は、全国で1番でなくとも有数のもの、また県内で1番などハードルを落として再考してみたいと思います。議員の皆様方からも、これという問題がありましたらぜひお寄せくださいますようお願い申し上げます。

また、今月中に若手職員に対して、わがまちプランの基本理念などの確認、わがまちプランと自分がしている事業の関係などの学習の場を設け、そこでクイズの問題候補を解いてもらうこととしています。若手職員に大竹を再発見してもらうとともに、そこにはない問題が彼らから追加で提案されることも期待したいと思っております。

続いて2点目の「大竹駅周辺整備新構想におけるシンボルとは何か」についてお答えいたします。

今年度、大竹駅周辺整備新構想を策定いたしました。この構想は、わがまちプランの基本理念である「地域資源を活かし、みんなでつくるまちづくり」「効率的な財政運営で実りの多いまちづくり」や、まちづくりのテーマ「住みたい、住んでよかったと感じるまち」の創造、さらには、将来像「笑顔・元気・かがやく大竹」を引き継いでおり、大竹駅周辺整備の基本コンセプトを、「すべての人が利用しやすく、住みやすいまちへ『交通・賑わい・シンボル・生活・交流』拠点づくり」と定めています。この中の「シンボル」についての御指摘だと思います。

大竹駅周辺は、これまで小規模あるいは中規模な商業施設が多く立地してきた場所でございますが、近年はモータリゼーションの進展、人口減少、少子化、高齢化の進行などにより、ＪＲ利用者や人の往来が減少するとともに、商業的なにぎわい活力が低下してきています。

しかしながら、市民や来訪者の往来や利用が多い場所の一つであることや、大竹市の玄関口であることは昔も今も変わりありません。大竹駅周辺地域は、市民がまちの誇りを感じる場であり、市外の人々に本市のまちのイメージを発信する場となることを期待して、また、来訪者に対して、おもてなしの心を伝える場でもあることから、五つの拠点づくりの一つとして「シンボル」も位置づけしております。

このため、大竹駅周辺の整備においては、市民が共有できるもの、例えば大竹の文化や歴史、まちの印象などを伝えることができるような意匠を取り入れた大竹の顔にふさわしい魅力的な空間の整備ができれば、寺岡議員御指摘の求心力にもつながると考えています。また、シンボルにつながる要素として「賑わい」「交流」も不可欠なものと考えております。

今後、実施に当たっては、市民の皆様や議員の皆様からも御意見などをいただきながら進めていきたいと考えます。

最後に3点目の「大竹駅周辺にNPOなどの活動拠点となるセンターを置いてはどうか」の御質問にお答えいたします。

現在、本市には、NPO活動を支援する施設は残念ながらございません。公共的な活動をしている団体等に対しましては、会議などで公民館などの公共施設を利用される際の使用料を減免させていただいておりますが、NPO活動を含め、今後、市民活動の輪をさらに広げていくためには、私もセンター的な場所が必要であると考えます。

なお、現在「社会教育施設等の再編基本方針」の総論を整理しており、今年度中には策定する予定ですが、来年度以降、それぞれの施設についてその機能やカバーできる範囲などを検討する各論に入っております。御提案を受け、NPOなどの活動拠点センターの機能についても、検討の中に含めていくべきであろうと考えています。

またこれとは別に、大竹駅周辺地域をNPO活動の拠点たらしめる要素として、駅前広場や駅前商店街といったスペースを活用して、市民や来訪者の交流の場をつくっていくことにNPO活動を取り入れることも考えられると思います。例えば、総合市民会館やゆめタウンで行っているミニコンサートを駅前広場で開催したり、駅前商店街の空き店舗を活用した高齢者サロンや子育てサロンといった、お年寄りや子育て世代の方々が気楽に訪れ、憩えることのできる場所を設けるなど、さまざまなアイデアや仕掛けを多くの主体が考えていくことが重要だと考えます。

今後、大竹駅周辺に恒常的に人が集い、交流できる魅力的な場所となるよう、NPO、商業者、地域住民の皆様と行政が共通認識を持ち、ともに考えてまいりたいと思います。

1点目で、市民の皆さん方に胸を張って誇れる大竹、それは市民の皆さん方でございます。そして先輩方が築き上げてくださったこの大竹がここに存在するということ、このことに誇りを持っております。

以上でございます。

○議長（西川健三） 寺岡議員。

○12番（寺岡公章） どうもありがとうございます。

大きくは三つ質問させていただいてお答えをいただいたのですが、まず誇りについて、市民の皆さん方、大竹そのものというふうには私は感じ取りました。これが今後駅舎の設計や運営、またNPOの活動にヒントになっていくというふうに思います。また、駅舎そのもののほうは、先ほどの誇りというものを具現化したものになるでしょうし、またならなければおかしいなというふうに思います。

また、そういったハード面ということで、NPOの活動発表、表現の場と、市長も先ほどコンサートなどというふうな例を出していただきましたけどもそういった場になると。またNPOとしては、市民自治そのものとしての行政の前提条件等をうたっていらいいます。また駅周辺にNPO活動をするために集まった方々が周辺の経済活動の活性化の一助となると。こういったことから、先の3点は関係があるというふうにさせていただいております。

1点目、まず誇りについてなんですけれども、実に市長の御答弁よくわかるのですが、具体的に何かあるのではないかなというふうに思います。庁内の各課、各係で、ナンバー

ワンという私もちよっと言い過ぎかもしれませんが、何かほかの町に誇れる要素というものがあるのではないかというふうに思います。

ホームページのキッズコーナーのクイズのところ、私もやらせていただいたのですが、その中でハマチの養殖・出荷が県内一であるということも、そういえばどこかで聞いたことがあるなというのも思い出しましたし、先日は町なかで雑談をする中で、大竹港に危険物を降ろせると、この辺では大竹と丸亀だけなのだよという話を聞いて、ああそうだったのかと、これは行政の人から聞いたことがなかったような気がするなというふうに思いましたし、また、具体的な誇りとしてなのですが、たしか一昨年の夏ごろに、公共交通のバス・タクシーの関係が、国交省のほうから表彰をいただいたというふうに思うのですけれども、そういったことも1年前、2年前のことになるかもしれませんが、これは誇りとして継続的に市民の皆さんに紹介していくことも大事ななというふうに思います。

国交省の大臣の表彰だったと思うのですが、そのことについてまた改めてこの場で具体的な例として紹介していただきたいのですが、市民参画・協働というところだったと記憶しているのですけれども、この誇りという部分で1点御紹介をいただきたいというふうに思います。

あとは、ホームページなども活用していくというふうにお答えいただいているのですが、いろいろな自治体のホームページを事あるごとにのぞかせていただいているのですが、自治体のホームページというのは、少しずつコンテンツとして終わってきているのではないかなというふうな印象を最近持ち始めました。と申しますのは、それぞれの自治体、都道府県にしても市町村にしてもそうなのですが、まちの名前よりもその特産品でありますとか、キャラクターでありますとか、そちらのほうで検索エンジンのヒット件数が多いですね。

近隣でちょっと調べますと、竹原が舞台になっている、あれはドラマかマンガか、それも竹原市というものよりそのサブカルチャーのタイトルのほうが有名になっていますし、庄原市のほうでも庄原市というふうな検索よりもドラマのタイトルのほうがヒット件数が多いと。全国区になっているというところを見ますと、行政のホームページから何か新たに発信してまちを知っていただくというところはそろそろ終わって、行政ホームページは行政ホームページの生き残りというところか、使い方というところが確立して来始めているなというところを感じております。ですので、今からいろいろと変更、更新していく中で、そういったところにもらんでいただきながら、時代に合った自治体ホームページというものをつくっていただきたいなというふうに思います。

ちょっと誇りについてはこの程度にしておきます。

2点目につきまして、「シンボル」。このところで市長の御答弁の中にあつたみんなで作っていきましょうというところで、よく話、会議などでも意見が出たりするのですが、みんなで作るにしてもやり方というものがあって、どの程度まで、100%をマックスとすると、どの程度まで行政が手がけるか。どの程度まで住民の皆さんにかかわっていただくかという役割分担が明確でないと、ただ単に意見を徴収して回ったりであったりとか、何でもかんでもやりますということでは、また逆に投げっ放しということでは、何

も前に進まないんですよ。

物事について行政がプロデュースしなければいけない部分もありますし、コーディネートしなければならない部分もありますし、最近ではやりもあるかもしれませんがファシリテートを行政がしていったって、住民の意見を酌んでいくというやり方もあります。ですから、すべてがすべてみんなでつくるまちづくりという言葉で終わらせずに、どの場面でどういったやり方が最も効果的、住民の方の意見が反映できるか、そういったことを考えながら進めていただきたいなというふうに思います。

そのことで何かコメントがあったらお願いします。

それから、最後のNPOについてなのですが、ミニコンサートや高齢者の方また子育てサロンの場ということ、実に結構なことだと思います。私は例えとして市役所でやっておられたギャラリーなどを駅の近くで開けば、絵画にしても書道にしてもギャラリーを開けば市役所にいらっしゃるより、また図書館のほうにいらっしゃるよりも、より多くの人々の目にとまり、NPOの活動者にしてみたらより活動意欲がわいてくるものかなというふうに思いますし、絵画や書道など文化的なものもまちの彩りを添えるものであろうかとそういうふうに感じておりました。

具体的な支援の仕方などは、わがまちプランの基本計画のほうにもいろいろと挙がっているのですが、中でもアダプト制度の導入・拡大ですか、こういったところをちょっと注目していただいて、力を注いでいただきたいなというふうに思います。営利を目的としない団体ですから、すごいエネルギーでぜひ活用して、また活用させていただきたいなというふうに思います。

願わくは、駅舎かもしくは駅周辺のほうに簡単な会議ができる場、またグループさんのロッカー、大きなものはもちろん置けませんけれども、書類などが保管できるロッカーも準備していただき、複数のグループが入れかわり立ちかわり使えるような場、1部屋、2部屋で構わないと思うのですが、そういった場があれば交通拠点というところを含めて、あのあたりに第3の導線が生まれるのではないかなというふうに思います。もちろん管理もNPOのグループにお願いできるかなというふうに思います。

2点目の質問、以上で誇りについて具体的な事例としてバスがどういう表彰をされたかというところと、あとはシンボルについて、市民の皆さんの意見を聞きながらみんなでつくるまちづくりについてやり方がいろいろありますよということに対するコメント。最後に、これはNPOの活躍を期待するということで、何かエールがあればお聞かせいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（西川健三） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩をいたします。

寺岡議員の答弁から再開したいと思います。なお、再開は午後1時を予定しております。よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

12時00分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（西川健三） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行します。12番寺岡議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（入山欣郎） 御質問ありがとうございます。ナンバーワン、胸を張れることで地域公共交通のことも言及をいただきました。本当にありがとうございます。そういう意味でいろんな全国的な団体や大臣から表彰をいただいた中に、例えば2008年のポート・オブ・ザ・イヤーの日本港湾協会の表彰とか、今回の公共交通の表彰とかございます。大変誇りに思うことでございます。これは特に公共交通につきましては、第四次豊田市政のときに、みんなでまちをつくる市民参画という、そこからスタートいたしまして、その後、前市長さんもそのことを非常に一生懸命される中で、職員が市民の皆さん方と一緒に頑張ってつくり上げる手法について、非常に卓越した能力を発揮してくれまして、毎日のように各地域の方々と話をする中で、また地域に出向きながらつくってくれたということで、誇りにすべき事業だというふうに思います。

こういう形で先輩方がつくり上げてくださったこの大竹の風土、豊田市長が選挙に立たれるときに、二階堂さんは骨をつくったと、神尾さんは筋肉をつくったと、自分は血を通わすのだということをおっしゃられました。それで多分その次の市長さんは神経をちゃんと通すのだというふうにおっしゃられたような気がいたしますが、そういう形で営々として引き継がれてきた行政の仕組みの中で、いろんなことが着実にできているということ、このことは私先ほど市民の皆さんを誇りにしますと、先輩方、この大竹を誇りにしますと言いましたが、もう一つ市の職員も誇りたいというふうに思います。御質問ありがとうございます。

それと、シンボルをみんなでつくっていくやり方をやるのか、どういうやり方をやるのかということで、自分自身はいつも、何か事あるときにいつもみんなでということをお癖のようにくどいほど申しております。みんなでやるということは、行政の中で、自分の行政の役割というのは、みんなでやっていただく以上、行政はだれよりもよく勉強し、だれよりも自分自身の意見が確立していないと物事はまとまらないということ、このことが事実でございます。プロデュースするのか、ファシリテートするのか、そういうことを考えたときに、行政の役割というのは自分自身がしっかりとした考えを持つ必要があると。ただ、そのことを行政というのはガバメントでございます。統治するということは市民の皆さん方をお守りする、また満足感を十分に持ってもらえるということを手法として考えれば、行政から先出しするのではなくて、我慢をし続けながら皆さんの御意見をしっかりといただいた中で、人心を結集した中で物事を決めていくという手順も必要なのだろうというふうに考えております。

それから、NPO、まさにこれから次の時代に向けまして、利益を追求しない各種団体による行政への参画ということ、大変重要なことになってくるのだろうと思います。利益を追求しないということで幅広くNPOを言えば、自治会も各種ボランティア団体も、そ

ういうことで、すべてその中に含まれるような形になってこようかと思います。そういう方々のお力をいただく中で、大竹駅の機能としてそういう方々が集まっていいただけるようなスペースとそれから機能を持たすということ、大変ありがたい御提案だというふうに思います。人が目的を持って集まるということ、目的を持たなければ人は活動しないということ、そのことを十分に考えながら、大竹駅の機能について幅広く考えてまいりたいというふうに思います。大変ありがとうございます。

○議長（西川健三） 市民課長。

○市民課長（香川晶則） 具体的に公共交通の取り組みについて御紹介をしていただきたいということですので、簡単にちょっと御説明をしておきたいと思います。

これは、平成22年6月に住民みずからがつくり、守り、育てるという実践を高く評価をしていただきまして、地域公共交通活性化・再生優良団体として国土交通大臣表彰を本市の地域公共交通活性化協議会が受けております。

本市の場合は、積極的な住民参画によりまして、幹線プラス支線という独自の交通体系を構築したことが高く評価されております。とりわけ、公共交通活性化協議会の下部組織として、幹線交通検討分科会というものを組織しておりますが、その委員の皆さん、公募による市民の委員が中心となって幹線バスの検討を進め、率先して利用促進に取り組んだこと、また三ツ石地区の支線交通につきましては、そちらの地域に我々も一緒になって入り込みまして、30回程度一緒に協議を重ねてまいりました。その三ツ石地区の住民が一体となり、地域の実情に即した乗り合いタクシーを実現した点が、全国でも有数かつ先進的な好事例であるという称賛を受けております。本当にありがたい賞をいただいたと思っております。

我々としましては、まだまだ支線交通始まったばかりでございますので、そういった部分、この賞を励みに頑張っていきたいと思っております。ぜひ10年後20年後市民の皆さんが「乗るほど、なるほど、便利じゃね」と実感してもらえることが私たちにとっては本当の意味での表彰だと思っております。今後とも御協力よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（西川健三） 寺岡議員。

○12番（寺岡公章） どうもありがとうございます。

参画・協働というあたりで市長に理念をお聞かせいただいて、課長のほうからは具体的な例をお示しいただきました。どうもありがとうございます。

全国的にこのファシリテート、それに対するものが参画であると思うのです。プロデュースになるのが傍観、傍聴であったり、コーディネートが参加ということだと思うのですが、要はこのファシリテートという言葉が先走って、言葉だけが先行している自治体の中にはいらっしやるというふうに聞いていますが、先ほどの理念と具体例をお聞かせいただくと、本市の場合はこのやり方もできるかなと、土台ができている証ではないかなというところを実感したところです。引き続き、その対象となるものの時期であるとか、題材であるとか、また範囲であるとかによって、進め方、やり方というのはまた変わってくるとは思うのですが、一つ一つ適したやり方というところですね、進めながら住民参画を深め

ていただきたいなというふうに思います。そうすれば先ほどのNPOの皆さんに関しても、御自分たちの力を発揮しながら前に進むことができるかなというふうに思いました。どうもありがとうございました。

最後の質問というふうになるのですが、本日、この一般質問にこの題材を選ばせていただいたところは、最初のきっかけが、全国というところとちょっと大げさなのですが、どこへ行っても大竹と言えば〇〇だよね。市民の皆さんが大竹って〇〇なんだよということをお口をそろえておっしゃってくださるような、そういう市のシンボルというものが公式に認定されないかなといった、実に単純なところから質問をさせていただきました。それを柱にまちづくりを進めたら一貫性のあるまちづくりができるかなという、そういったところから始めたのですが、私自身が調査を進めていくうちに、公式認定をするとまでまだ行ける時期ではないかなというのを何となく感じております。

現在の市のシンボルマーク、市章ではなくシンボルマークですね。和紙のこいのぼり使われておりますけれども、それを柱として市民が一体となったまちづくりというところはまだかなっていないというところも見まして、今後、市民自治の推奨、また大竹を愛する人づくり、そういったものを進める中で、公式の大竹市のシンボルを何か認定するかねと、そういった機運も高まってくるかなというふうに感じるのですが、現時点で市長は公式認定について、どのようにお考えかをちょっと確認をしておきたいと思います。現時点で結構でございますので、何かあればお願いしたいと思います。

有名などころでは、香川県のうどん県というのが郵便もそれで届くようにするとかいうふうに副知事もおっしゃっていたし、規模が大きいところでございますが、大竹も時期が来ればそういうことができるかなというふうに私期待しているところなのです。市長いかがでしょうか。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 大変難しい御質問ですが、いつも自分が考えているのは、この指たかれの指は大竹の人かなと、大竹の人はよく働くよねと。大竹の人は信頼できるよねとか、よく広島に通っていた時代に、広島先輩方が大竹から広島に通って仕事をされる人方を評して、大竹の人はよく仕事をするよねというのをいつも言われておられました。そういう意味で、やっぱり人を違う形容で、何とかこの指たかれになれたらなというふうに考えております。

○議長（西川健三） 寺岡議員。

○12番（寺岡公章） ありがとうございます。

人というところで、実に難しくもありますが、ぜひ今後何かキーワードが見つかっていくのではないかなというふうに思います。ぜひ引き続き頑張っていただきたいと思います。

市の持ついろいろな課題というものは、課題としてしっかり真剣に向き合って対処していただきたいのですが、きょうのように我々の誇りとは何だろうか、いいところって何だろうかという、ポジティブな思考というのもぜひ忘れないようにしていただきたいというふうに思います。

ネガティブな思考だけだとどうしても雰囲気、マイナスオーラに包まれてしまって本当

にそうになってしまうのではないかなという心配、人というキーワードにはちょっと当てはまらなくなります。若い人も子供たちもマイナスオーラの中では夢を感じることもできませんので、楽観的になれというわけではないのですけども、ぜひ前向きにこれからも行政のお仕事を務めていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（西川健三） 続いて5番、乃美晴一議員。

〔5番 乃美晴一議員 登壇〕

○5番（乃美晴一） 民政クラブの乃美です。よろしくお願い申し上げます。あと2人になりました。皆さん、頑張ってください。

昨日は3月11日、報道等でもたくさんなされておりましたが、東日本大震災からちょうど1年が経過をいたしました。お亡くなりになられた方々の御冥福と行方不明の方々の早期発見を心から願うものであります。

この1年、国、地方とも震災対策、原発対策とさまざまな対応を迫られてきました。このような状況の中で、かねてより議論されていきました地域主権改革が大きく前進をしています。昨年4月には、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律、少し長いですね、いわゆる第1次一括法、また8月には第2次一括法が成立をいたしております。

現在は地域主権と呼ばれていますが、以前は地方分権と呼ばれていたものです。明治政府以降続いてきた中央集権体制の考え方を改め、地域主権の考え方が法律で提示されたのが2000年の地方分権一括法でした。

ここで機関委任事務が廃止され、地方政府という言葉さえつくられました。同時に平成の大合併が進められてきました。表面上は地方自治体間の自主的な合併を促すというふうにされていましたが、その実は地方交付税の削減と合併特例債を盾にして、地域主権の時代においても対応可能な基礎自治体の創出が目的の一つであったということは言うまでもありません。

広島県においても2010年から80項目以上の事務権限が大竹市に移譲をされてきました。このような流れの中で、今年の地域主権一括法が成立しています。今回の一括法の大きなポイントは、義務づけ枠づけの見直しと条例制定権の拡大にあります。具体的には、施設・公物設置管理の基準を政令、省令で規定していたものを条例で委任できることにしたこと。許可・同意等の見直し、計画等の策定及びその手続などです。

幅が広くなり過ぎますので今回は施設・公物設置管理基準の条例委任についてお伺いをいたします。これまで保育所設置基準、公営住宅入居基準、道路構造基準などは政令等で細部まで基準が定められていました。今回の一括法では、条例制定に当たり、「従うべき基準」と、「標準」と、「参酌すべき基準」に従うということになります。従うべき基準及び標準は、条例化されても何ら変化はありませんが、参酌すべき標準及び条例制定基準を設けない例などは、まさに今回の改正の軸である「地域のことは地域で決める」という理念に沿うものです。

道路構造令などで規定されている歩道の幅員も大竹市の実情に合わせてすることが可能

となりました。参酌とは、ほかのものを参考にして長所を取り入れるとあります。この基準を絶対に守りなさいというものではありません。参酌という言葉を前向きにとらえていく必要があります。

以前、地方分権関連の勉強会に出席したときに、本当の地方分権は、行政、議会が法律の解釈を前向きにとらえることだと聞いた記憶があります。まさにそのとおりだと考えています。しかし、多くの自治体は、参酌すべき基準をこれまでの省令どおりに設定する傾向があります。一例ですが、道路基準の条例化を参酌しながら検討すると時間も労力もかなりかかります。すべての条例化には大きな労力がかかります。これらを考えると、現行基準を踏襲することが一番簡単です。

また、今回の法律改正の先に待っているものは、ひも付き補助金の一括交付金化です。平成23年度は国の事業が一部県へ一括交付金として交付されました。平成24年度は県と政令指定都市に交付される予定です。まだ国の事業の一部にしかすぎませんが、近い将来拡充され市町に交付されるときが来ると考えています。そのときにきちんと政策判断して、使途が決定できる仕組みが求められており、私たち議会の存在もさらに重要になってきます。

大竹市は、平成の大合併を最終的に断念し、単独市政を維持し、現在に至っています。このことを踏まえ、地域のことは地域で決めることができるようにするためには、今回の一括法の趣旨をよく理解し、積極的に政策展開をしていく必要があると考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、産業政策関連の質問をいたします。

大竹市は、近年産業とともに発展してまいりました。大竹港の整備も産業基盤の拡大のための大きな援助となっています。また、大竹工業団地に製造業、物流業の会社が立ち並んでいることも産業の発展にプラスの影響を与え、私たちの市民生活も安定度を増しています。

小島新開1号線の道路が整備され、広島方向の物流道は確保され、多くの通行がなされています。また、北栄4号線も路盤改修が行われ危険性が減少しております。まずこの二つの事業に感謝申し上げます。

しかし、港が整備されても、港へ導くアクセス道路が完全には整備されていません。残る課題は岩国方向の物流道の整備です。現在、国の事業により、栄橋の架け替え工事が進められています。昨年假橋が完成し、現在は迂回道を通行しています。次は工事用の橋が山側にかけられる予定です。完成すると和木方面から右折レーンができると伺っております。右折レーンができると小瀬川左岸道路に多くの車の進入が予想されます。この小瀬川左岸道路の幅員が現在5メートルです。離合がやっとの状態です。2009年9月の一般質問でこの問題を取り上げたときの御回答は、道路幅員について国土交通省と協議中であり、協議が整わない場合は単独事業としてでも考えていきたいとの御回答をいただいております。

また、時期についても栄橋の架け替えとあわせて実施したいとの御回答もいただいております。そこでわがまちプラン実施計画を見ますと、平成24年度地元調整及び関係機

関と詳細な協議を行います。平成25年度、買収の対象地となる用地調査を開始します。平成26年度、詳細設計を行い事業の精度の向上を図ります、とあります。ということは、平成27年度以降の事業着手という現状がよくわかります。栄橋の架け替え工事のスケジュールがどこを見てもはつきりしません。栄橋の完成予想時期が現在わかっておられましたら、御教授いただきたいというふうに思います。

また、事業実施が平成27年度以降であることがわかったことによって、財源確保が大きな課題として立ちはだかります。本年1月の生活環境委員協議会で、大竹駅東口広場整備事業のスケジュールが示されました。平成27年度から本格工事に入る予定です。事業費は30億円、橋上駅も含めて40億円との見方もあります。小瀬川左岸道路の幅員拡幅には、約10億円かかるという見方もあります。この二つの事業を同時に実施するためには、各補助金に有利な起債を計画する以外にありませんが、償還時期を含め、綿密な計画が必要になります。小瀬川左岸道路の拡幅計画の今後の見通しをお伺いいたします。

以上、2点につきまして、簡明なる御答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 地方分権から地域主権、基礎自治体とはどうあるべきか、自主性、自立性とは何か。地域行政の役割の根本に踏み込んでの御質問ありがとうございます。

それでは乃美議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「地域主権改革における本市の取り組む姿勢」についてでございます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる第1次一括法では、42法律のうち、義務づけ枠づけの見直しと条例制定の拡大が41法律改正され、第2次一括法では権限移譲が47法律、義務づけ枠づけの見直しと条例制定の拡大が160法律、重複を含めて188法律が改正されました。条例制定の拡大により、これまで政令等で定められていた基準等が条例を制定することで決めることができるようになりました。

施行期日が平成24年4月1日のものにつきましては、本定例会に幾つかの条例改正案を提出させていただいております。また、施行までに1年の経過措置があるものにつきましては、来年度中に条例を改正することになります。法令により条例委任される事項につきましては、「国の基準に従うべき基準」「標準」「参酌する基準」が定められていますが、特に「参酌する基準」に関しまして、単に利便性等を求めている基準設定はできないため、国が示した「参酌すべき基準」を十分に参照した上に、県内各市町等の状況を踏まえ、大竹市において国の基準を設定すると相当の不都合が生じると客観的に判断される場合には地域の実情に応じた基準の設定を行うことになると考えております。

また、私は、単に法定移譲や広島県の権限移譲による事務がふえることだけで、市町の自立につながるとは考えておりません。関連する事務の一部だけの移譲事務を行うのではなく、この小さなまちでも市民に必要な事務が、一連の流れの中できちんと判断・決定ができ完結できることが、自立した事務が行える自治体だと考えております。

現在、平成25年度からのわがまちプランを推進する組織を検討しておりますが、一括法

による権限移譲等の事務を、いかに効率よく効果的に行えるかも含めて検討しております。また、一括法に先立ち、広島県が平成16年11月に策定した分権改革推進計画に基づき、平成18年4月から平成23年4月までに73事務の権限移譲を受けてまいりました。分権改革推進計画の終了に伴い、広島県は権限移譲事務を総括した結果、平成23年度に権限移譲可能リストを策定しております。現在は市町の自主的な運営により事務の権限移譲を受ける形となっております。

平成24年2月時点で権限移譲可能リストに掲載されている事務は、189事務から138事務になっています。既に県の分権改革推進計画に基づき、権限移譲を受け大竹市が行っている事務の中には、一括法で市の事務となるものも含まれておりますので、平成25年4月にはリストに掲載される事務はさらに少なくなります。

今後広島県からの権限移譲につきましては、市民にとりまして利便性が向上する事務や今後の法改正等により現在の事務が効率的に進むものについて、権限移譲の受け入れを検討していきたいと思っております。

次に、2点目の「小瀬川左岸道路整備計画の予定について」でございます。

初めに、国の事業となります栄橋架け替え工事の予定について説明させていただきます。昨年7月に迂回路が完成しておりますが、工事用仮栈橋の設置工事が今年度に発注され、平成24年に完成する計画です。引き続きまして本格的な工事が開始され、平成28年度以降に栄橋本線の供用開始が予定されていると国土交通省より伺っております。

小瀬川左岸道路拡幅計画でございますが、平成21年度に栄橋から下流約1キロメートルの区間で地形測量等を実施し、概略設計を完了しております。設計内容は、現道の幅員が約5メートルであるものを2車線とし片側に歩道を設置するもので、全体幅員を10メートル程度としております。現在では、この概略設計を基本資料としまして、河川管理者である国土交通省と道路整備を前提とした護岸構造に関する技術的な調整を行っている段階でございます。今後の進め方としましては、地元調整、関係機関協議及び詳細設計を進めていく予定でございます。

以上で、乃美議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 乃美議員。

○5番（乃美晴一） 簡単な御答弁ありがとうございました。

1点目の地域主権の関連なのですが、国においては、第3次の見直しも今計画をされておる予定です。その中で、まだ残り72条項とか、未実施の部分、最終的に72条項の未実施な部分が残ってくるのだと思うのですが、300条項以上、3次で見直したいというふうな情報もあります。

先ほどわがまちプランを実施するためのプロジェクトチームとおっしゃられたのですかね。そちらのほうで今後この条例についても検討をしていきたいのだというお答えをいただきました。わがまちプランはすべての事柄に条項が及んでいますので、これは課長会議になるのかなと。庁内の課長、係長会議ぐらいになってくるのかなと、そんなイメージで思いついたのですが、大体どんなイメージでわがまちプランを実施するプロジェクトチームを編成されようとするのかお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

そして、基本的にはこの条例委任に関しては、企画財政課のほうで音頭をとってリーダーになってやっていく必要があるのだと、この条項については、庁議として各課にこういう前提で見直してくださいということをやられるのだろうと、そういう手続を踏んでいけるのかなというイメージが少しわいたのですが、その認識で間違いがないかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、客観的に判断できると、ほかの市町に比べてこう変えたらこのまちがよくなりますよと、市民の皆さんの幸福度が上がりますよと、そう客観的に認められる場合に積極的に取り入れましょうというふうに受けとめたのですが、逆だったら後でまた教えてください。

そうすると、参酌すべき基準、ここが多分今回の法律改正の一番のポイントだと先ほども市長がおっしゃいましたけども、参酌すべき基準というのは、ちゃんと参酌してその上で変えたのですよということであれば法律違反にならないというふうに確認をしております、私のほうでは。まずそれも間違いがないと思うのですが、ちゃんと参酌すれば、理由が立てばいいということだと思うのです。それに基づいてどんどん積極的に市民や行政にプラスになることであれば取り入れていきたいと思いますという全体の答弁だったというイメージで受けとめて構わないかどうかをまたお答えいただきたいというふうに思います。

それから、小瀬川左岸道路、これは物流道路として整備をしていきたいと思いますというのがわがまちプランに書かれています。あわせて、栄町地区の交通環境の改善にもなりますよと。主眼が二つあります。前回の一般質問では、住環境から見たときに、この道路は必要ですというお話をさせていただきました。今度は、物流道として考えたときに、どうしても必要ですというお話を今させていただきました。両方の側面にとらえると、絶対必要だということは御認識いただけたのかなというふうに思うのですが、なかなか計画が前に進んでいないと。平成28年に栄橋が完成する予定だというふうに今お伺いをしたのですが、そうすると、平成27年の工事でも可能ですね。できれば平成27年度から工事をして平成28年度に橋と同時に供用開始ができれば一番いいということになります。ただ、用地買収にどれくらい時間がかかるのかわからないので、これだと用地買収の時間がどこまで書いてあるのかわからない。平成25年度に用地買収をするのかしないのかよくわからないような書き方ですので、用地買収をどのくらいで考えておられるのか。それが1年あればできますよと、それと色々な問題、課題がありますよね、拡幅するためには。それらを今どういうふうにとらえて、どういうふうに解決しようと、最終的なアイデアは出ていない部分もあるのだろうというふうに思うのですが、お社の問題もあるでしょうし、そういった部分をちょっと悩んでいるのでちょっと考え中ですという答えもあっていいと思うのです。その辺を1個ずつ整理して、現時点で整理をしている課題について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（西川健三） 企画財政課長。

○企画財政課長（政岡 修） わがまちプランを実施するためのプロジェクトチームという表現をされましたが、推進するための組織を検討していますということで、実質的には事務改善委員会という組織でもって検討しております。これは機構の改革、組織の改革等を

検討する場合に立ち上げる組織でございます。副市長をリーダーとしまして、庁議メンバー、また作業員として各課長が入った中で組織を検討しているということです。

わがまちプランの中で、例えば健康予防を推進することが重点取り組み目標と定めておりますが、それを進めるのに今現在の組織で十分なのだろうか、今ある組織をばらばらにし、くっつけまた新たなプロジェクトチームをつくるということもあるかも知れません。新たな課をつくるということになるかもしれません。そのようなこと、市民自治というものが重点取り組み方向として定めておりますので、市民自治を市役所全体で進めるためには、どのような仕組みが必要なのだろうかということを今現在検討しているところでございます。そのうちの一部につきまして、先日この4月から一部の係をつくりますというようなことを御説明申し上げていた、そのことを説明したものでございます。

分権一括法につきましての対応のイメージでございますが、企画財政課がすべてを、この仕事はこうすると決められるようなことではございません。その情報を庁内各広くリリースをしまして、それにつきましてそれぞれ対応するのは各所掌でございます。所掌の中での対応についての調整をする。その所掌の中で、こういうことがあるからうまくいかないというようなことがあります。例えば、特徴的なものでいいますと、保育所の設置を大竹市役所がしておりますが、認可・審査も大竹市役所になります。この場合に、同じところで、自分がつくって自分が審査・指導するのか、というようなことも当然協議として出てきます。これについてどのような組織をするのかということも検討の材料にはなります。そのように、各所掌から各案件についての課題を吸い上げまして、全体的に調整をしながら組織というものをつくり上げてまいります。

次に、参酌すべき基準ということでございますが、これは国は国としまして、国の責任で基準を示します。それが参酌すべき基準という。国の責任でもってつくりました基準でございますので、それを各地域の実情に応じまして、このとおりではできないという場合、よく言われるのが道路の1.5車線というのもこれに入るのかなと思いますし、標識が大きなものであれば通行の邪魔になるので、小さな標識でもオーケーにするというような形。どちらかといいますと、公物の基準・規制をする場合、公が一般的に規制するものについて、その規制についてこの実情に合うか合わないかというような、おおむねそのようなことだというふうに考えております。

私どもの課はその程度かと思えます。終わります。

○議長（西川健三） 都市環境部長。

○都市環境部長（北地範久） 小瀬川左岸道路についての御質問でございます。

先ほど議員のほうからもございましたように、栄橋の架け替えが平成28年度末一応完成というふうに聞いておるところでございますけれども、平成29年度に今度は下流側の迂回路の撤去というものがございまして、完璧に仕上がるのが平成29年度末になるのかなというふうな今は感覚でおります。平成28年度に一応完成ということでございますが、用地買収をどの程度考えているのかということでございますけれども、わがまちプランの中では、別に表記はしていないわけでございますけれども、単年で終わるようなことは考えていないというようなことで、2年ないし3年ぐらいはかかってくるのかなということで考えてお

ります。

また、現在の問題点、どういうのがあるかということでございますけども、今図面を計画しておりますけども、その中でやはり神社の問題、これは大きい問題かなというふうに考えております。これの移転の問題がかなり出てくるのかなと。あわせてその近辺にある市営住宅の問題も出てこようかと思えます。それとあわせて、そのほかに取付道、既存の市道等の取付道がございますけども、その辺の切り回しがございます。それとあわせて個人でつくっているといいますか、占用している取付道もございます。これがかなりありますので、その辺の問題もどこまで代替通路をつくるのかということも今、頭の中では悩んでいるところでございます。その辺もあわせて国交省のほうとは協議を重ねていかなければならない問題かなというふうに考えているところでございます。

それとあわせて、一番基本になる悩みというのが構造的な問題でございまして、いわゆる兼用工作物として、護岸を利用した道路でございますので、護岸自体を傷めないようにというのが国の言い方になってくるわけでございますけども、その辺で構造的にきっちりおさまってない部分もあります。今の護岸の幅員の中でははまり切れないという部分がございますので、そうしたところをどういうふうに解消していくのか、こういったところの問題もございます。

あわせて、先ほど御心配いただいております財源の問題。これもいろんなところに、お願いしております。国やら県やら、国でいいますと、護岸の改修にあわせて何かできないのかなと。また県にいわせれば、臨港道路で何か対象にならないかなというようなところで、いろいろなところをお願いをして回っているところでございますけども、なかなかいい回答を得られていないのが現状でございます。最悪は、単独でやっていかなきゃいけないのかなというふうなことで、いい条件の交付金がないかなというようなところを探して、こういった財源のことも考えていかなければならないかなというところが今大きな悩みとして持っているところでございます。

○議長（西川健三） 乃美議員。

○5番（乃美晴一） ありがとうございます。

悩みというか、小瀬川左岸については、大体の課題がそれですべてになるのですかね。ほとんどの課題が出たのかなと、教えていただけたのかなというふうに今思います。

埋め立てのところに話が戻ったら申しわけないのですが、埋め立てるときに、既にそこへ行く物流道というのは必ず必要ですよという発想が必要ですよ。県の事業だったのですが、県にまずその発想が必要なはずですよ。市としても、物流道は必ず要るんですよと、どんな企業が張りつくかわからないというのがあったのでしょうか。わからないことはないですよ。約束された企業があったわけですから。そこへ行く物流道というのは必ず必要になりますよという話になってきたのだと思います。どなたか覚えておられたら、その当時の県との道の関係の整理、物流道の整理。それは将来市でやりなさいという結論を県が出したのか。覚えておられたらで結構なので、教えていただきたい。ちょっと記憶が古いのでわかりませんということであればそれで構いませんけど、覚えていらっしゃれば結構です。

物流道路として見たら必ず必要。先ほども言いましたように、住民として見たときにも必ず必要で、前回の質問では、大型トラックがどんどん市道を通行するので、子供が歩くときはよけないといけませんよ。トラックが通り過ぎるまで道の横で待機しているのですよという状況をお話させていただきました。一番顕著なのが、小島潮遊池の出口ですね、あのクランクです。あそこは物すごい危険な道路と。小瀬川左岸の拡幅がされると、あそこは通らなくていいので、もうそんな整備をする必要がないのかなと考えていたときもあるのですが、今のお話を伺うと、これは相当先長いですよということになります。そちらのほうの整備もぜひ、ここで事故が起きると相当大きな事故になると思いますので、事故が起きる前に対処のほうをぜひしていただきたい。

計画は小瀬川左岸との関係になるので、安全性の確保で見れば必ず要るのかなというふうに思っていますのでぜひ御検討を。半分要望です。今の後半の部分ですが、よろしくお願い申し上げます。

地域主権を今後具体的に、今積み残された法律、条例委任が可能になった法律で、今回まだ平成25年4月までに条例化しないといけない、その法律について、大体何項目ぐらいあるのか。整理をされておれば教えていただきたいのですが、手元に数字がないのであればしょうがないということになります。その1年間という長いスパンで見たとき、長いスパンで見るのか、本当に条例を改正しないといけないということになれば、地域の事情を参酌しますので相当時間がかかると思うのですよ、やっぱり。今から始めても多分間に合わないこともあるのかなというふうに思っていますので、ぜひその辺を整理されて、時間切れになると、参酌したかったのに参酌する時間がありません、ということになりかねませんので、ぜひ時間切れになる前に、一度参酌すべきものは参酌していただきたいというふうに思います。数字がなければ構いませんが。なさそうなので、今の質問の参酌すべき基準についても、その部分については要望という形になりますが、よろしくお願い申し上げます。

先日の、生活環境委員会で、介護保険条例の改正のときに、ちょっとお伺いしたのが、県の参酌標準が介護福祉施設をつくったときに、今37%で目標設定がされていますと。今年新しい福祉施設をつくと36.7%になりますと、7だったか8だったかな、お答えをいただきました。ということは、これ以上大竹市に介護が必要な高齢者で、入所とかが必要な高齢者の方がふえたときにどうにもなりませんよという状況を参酌すべき基準を守るのであれば、そういう状況になりかねないことになりますので、ぜひその辺も含めて積極的に参酌という概念を考えていつていただきたいというふうに思います。

数字はできませんね。では要望という形で終わらせていただきます。ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） 企画財政課長。

○企画財政課長（政岡 修） 数ですが、おおむねでございますが、10程度であろうということで。申しわけありません、正確な数字持ち合わせておりません。

○議長（西川健三） 小瀬川のほうはいいですか。

都市環境部長。

○都市環境部長（北地範久） 小瀬川左岸の埋め立て時期に、随分昔の話になりますので私もあやふやな記憶で申しわけございませんけども、都市計画道路が3本、先ほど言われました潮遊池に向かう南栄大竹港線ですか、それから大竹港線に向かう都市計画道路とか、東栄南栄線、あと立戸小島新開線ですか、みどり橋からおりるやつですね、真っすぐ行くやつ、そういった都市計画道路を利用して、これを産業道路にしようというような計画であったとは記憶しているところがございますけども。この都市計画道路でやるとかなり左岸道路以上に時間がかかってしまうのかなというような感覚でおるところでございます。

それと、潮遊池のところのクランク、これの解消ということでございますけども、これは以前三井造船さんと協議いたしまして若干の隅切りを、今無償借地として借りているところがございますけども、まだちょっと狭いかなというところがございます、まだ継続してもう少し大きくできないのかなというような協議をしているところがございます。できればもう少し買うのか、借りるのかというところの問題はございますけども、そういったお話はさせていただいております。

以上です。

○議長（西川健三） 続いて、4番、藤井馨議員。

〔4番 藤井 馨議員 登壇〕

○4番（藤井 馨） 4番、市民ネットの藤井です。くじ運悪く、大トリを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回二つのテーマで質問をさせていただきますが、3月9日の一般質問の中に同じものがあり重複しますが、全くの偶然であり、いま一度お答えいただきたいと思います。

質問その一つは、第五次大竹市総合計画の総人口3万人構想についての質問でございます。私が昨年の9月から議員になり、今回の質問に当たり大竹市が今日までどのような計画を立案し、またどのように歩んできたのか、一応資料に目を通してみました。その結果、過去の大竹市総合計画の中で、常に人口問題が取り上げられていることに気がつきました。最初は大竹市総合計画を立案した昭和50年から昭和60年に人口5万人指標を設定し、その後第三次大竹市総合計画を立案した平成12年までの25年間は常に5万人構想を目標人口としておりました。

そして、第四次大竹市総合計画を立案した平成12年から、平成22年になり将来人口を3万5,000人に変更しています。第四次大竹市総合計画において5項目の基本理念を掲げ、実行計画に沿って企業の誘致や産業の育成、教育福祉等々の事業を行って人口の増加を図っています。しかし、残念ながら人口減少に歯どめがかからず、人口は減り続け、人口減少への取り組みの難しさがうかがえます。

平成24年2月1日現在、大竹市の人口は2万8,737人であります。第四次の目標から約6,300人も減少し、すごいスピードで人口が減り続けているのがわかります。昨年1年間を見ても、300人以上が減少しております。第五次総合計画の中の人口推移及び人口推計のグラフを見ると、平成32年度に2万6,000人と3万人構想が同時に描かれています。一方は推計値で他方は指標です。

私がなぜ人口問題を取り上げたかと申しますと、次の質問事項である大竹駅バリアフリ

一化についても大いに関係していると考えからです。国はもちろん大竹市においても、少子高齢化社会が来ると随分前から言われ続けています。人口が減少し、少子高齢化社会になると、人口減少分だけ物が売れず、内需の減少が起こります。したがって、それに合わせて市場も縮小するでしょう。企業は生産力を落とさざるを得ません。企業は生き残りのために、外国の消費を目標にし、現地生産、現地消費を考え、今よりさらに国外に進出していくでしょう。

人口の40%近くが高齢者社会になると、衣食住すべて質素に暮らすようになることが考えられ、車もテレビも家電も何もかも低成長になりそうです。年をとると移動範囲も狭くなり、旅行やドライブなども回数が減り、交通機関も採算がとれなくなるかもしれません。こうなると負のスパイラル現象が起こり、経済低成長状況になることが考えられます。経済成長が低くなれば、税収が減少し、そのことにより行政運営が困難になることが考えられます。立ち行かなくなれば、増税が行われるかもしれません。国民の生活が苦しくなり、ますます財布のひもがかたくなります。まさに負のスパイラル現象です。こんなことを考えると寂しくなってしまいますが、でも私はその日が近づいているような気がいたします。話が本題から少しそれましたので元に戻しましょう。

平成32年の3万人指標は大変結構だと私は考えます。大賛成でございます。大竹市の歴史や少子高齢化を長々と述べましたが、この指標は大変困難な課題であることは間違いありません。実現に向けて、皆様方とともに全力で取り組もうではありませんか。

3万人構想の中に指標が幾つかあり、指標について質問させていただきたいと思います。その第1点は、この資料は平成17年の国勢調査資料の中から引用していると思います。市内企業就業者が1万4,986人とあり、そのうち57.5%に当たる8,623人が市内在住とあります。この57.5%を7.5%引き上げて1,110人の人口増を示しておられます。この数値の根拠を教えてください。

2番目に、「そのためにさまざまな定住促進策を打ち出し、人口減少の中、人口を増加させることを目指す」の文言がありますが、具体的には何をどのように実行するのか教えてください。

3番目に、市外通勤者の実態を調査しておられますか。例えば、年齢とか、既婚者であるのか、また持ち家であるのかどうか、こういったことでございます。平成24年度のわかまちプラン実施計画の中にもありますように、人が住もうと考えるとき最初に考えるのは生活ができるかどうかです。仕事があるかどうかだと思います。私もそのように考えます。人が都会に集まるのは行ったら何とかなるかもしれないと思うからではないでしょうか。大竹に仕事があればほっといても人は来て働き、利便性を考えて定住すると私は考えます。そこで市において新規の企業誘致を何か考えておられますか。今のが4番目の質問です。

次に移ります。2つ目の大竹駅バリアフリー化について問うに移ります。この質問は冒頭に申し上げましたように、9日の山崎議員の質問と重複していますが、いま一度お答えさせていただきたいと思います。

これは東西を結ぶ自由通路と切っても切れない関係がありますので、まずこの計画の流れを整理してみたいと思います。ここに御臨席の皆様は先刻御承知のことでございます。

うが、ケーブルテレビのごらんの方々に今までのいきさつを簡単に御説明させていただきたいと思います。この事業は昭和32年11月に道路交通広場を整備するというのが目的で計画されております。38年後の平成6年度に自由通路建設が加えられて都市計画事業として決定されております。この事業計画に沿って平成7年度から用地買収と自由通路実施の設計が実施され、平成15年度までにさらなる用地買収とJR西日本貨物との協議が行われております。平成15年度から平成19年度まで事業が休止されています。平成20年度から再び動き出し、平成21年度に用地買収を行っております。そして平成22年度に国道2号線から駅前広場アクセスまでの道路工事が行われました。全体事業費は橋上駅を含まず30億3,100万円を必要とし、用地買収や道路工事などの施工済み費用として既に10億2,300万円が使われております。事業の目的はJR山陽本線により分断されている大竹駅周辺の中心市街地を高架橋の自由通路で結び、あわせて駅東側に交通広場を整備し東西間の交通ネットワークの形成と大竹駅周辺の活性化を図ると書いてあります。計画当初は5万人構想を掲げ頑張っていた時代であったことは先ほど申し上げました。しかし、いろいろ事情があったにせよ、この事業が計画されて実に55年が経過しております。この間、この事業にかかわった方を決して責めているわけではございません。なぜならだれでも未来の想定はできますが、直接未来を見ることができないからであります。大竹の発展を願い一生懸命取り組んでこられたと思います。しかし私たちはどうでしょう。当初から見れば55年の未来に現在立っているわけでございます。5万人構想や3万5,000人の構想は夢と消え、今回指標としている3万人構想も死に物狂いで取り組まないと実現は困難でしょう。仮に推計値の2万6,000人になったら当初の指標の5万人の約半分の人口になります。人口が減ると負のスパイラルの話はさきに述べたとおりです。24年度の予算も市税が4億1,000万円減になっております。税収減が来年、再来年と減少するスタートになることを私は心配しております。平成25年度が財政のピークと先日お聞きいたしましたが、それを乗り切ったとしても、今までどおり地方交付税等入ってくるのでしょうか。

このように将来が不透明な中、計画どおりに進んでも大竹駅東口整備事業、すなわち自由通路と大竹駅のバリアフリー化は7年も待たなければなりません。大きな荷物を背負い広島まで仕入れに行く高齢の方や、小さな子供の手を引く主婦、さらに病院通いをする方はそんなに待ってはられないのです。そこで質問いたします。竹原方式で1日も早くエレベーターをつけた跨線橋をつくってください。そして将来自由通路ができるのなら、つなぎ込み方式をとればよいではありませんか。四国まで橋をかける技術があるわけですから、私はできないわけではないと考えます。以上、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） わがまちプラン、策定後に議員になられました。人口減少傾向が明らかなか中で、どうして人口指標を設けたかと疑問に思われるのは当然だというふうに思います。わがまちプランは本市のかなめでございますので、時間をかけて御説明させていただきたいというふうに思います。御質問ありがとうございます。

それでは藤井議員の御質問にお答えいたします。1点目の第五次大竹市総合計画の総人

口3万人についての御質問にお答えします。総合計画は行政だけがつくって市民にお示するというやり方をやめようと、幅広く市民の皆さん方でつくっていただくということで、特に意を払ってまいりました。市民の皆様のふるさと大竹の思いをしっかりといただき、どのような大竹であってほしいかということを長い時間をかけて皆さんのお力で作ったもので、決して私の意見、そして職員一部の意見で作ったものではないということはぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

第五次大竹市総合計画、わがまちプランを策定するに当たりましては、4つの主要な指標を定めております。その1つが総人口3万人でございます。これは、よいまち大竹にどれだけ近づけたかをはかる目安として設定したものでございます。3万人とはわがまちプランが目指す、よいまちになったときに想定される人口でありまして、3万人規模を想定してまちづくりを考える構想という考えは、皆様方の中になかったということをはっきりと申し上げさせていただきます。

総人口以外の指数といたしましては、市内企業従事者の市内定住者の割合をふやすこと、暮らしやすいと思う層をふやすこと、幸せを感じる市民をふやすことを掲げております。大竹は暮らしやすいと思ってくださる人や、日々の暮らしの中で幸せだと感じる場面がふえ、実際に大竹で働いている方々にその思いや大竹の魅力をアピールし伝えることで、大竹に住みたいと思う人や住んでいてよかったと思ってくださる人をふやす。つまりは定住につなげていこうという考え方で、4つの指標はばらばらではなくて連動したものになっています。

まず、わがまちプランを策定する際に考えた総人口の動きについて説明させていただきます。国内人口の減少傾向と同様に、何もしなければ構造が変わらなければ大竹市でも人口の減少傾向は続くことだろうというふうに想定いたします。しかしながら、わがまちプラン策定前から実施しています定住促進アクションプランの施策効果が出てくれば、人口の減少割合は鈍化していくのではないかと見込みました。そこにわがまちプランの施策をかぶせ強化することで、まちの魅力を高めていく努力が実を結んだときには、人口は減少をとめ次第に増加傾向に転じていくのではないかと期待したわけでございます。

私たちが目標としているのはよいまち大竹、つまりそれは笑顔と元気が輝く住みたい、住んでよかったと感じるまちづくりをすることでございます。ただただ、人が多ければいいまちだというふうに考えないということでございます。決して人口が3万人のまちにすることを目的として目標を達成しようとしているわけではないということを、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

あらゆる施策にはそれぞれが持っている主目的がございます。施策を実施するに当たっては職員のみならず市民の皆様も一緒になって、その目的をしっかりと考えその本質をとらえることでおのずとよいまちはつくられていき、その結果が総人口にあらわれていくと考えております。

数値目標という表現ではないにしろ、市内企業従業者の市内定住割合を65%にするという指標を掲げているのは事実でございます。ここで65%の根拠について説明させていただきます。計画期間終了時に総人口3万人の想定ということは、差し引きトータルで約

1,500人の人口増加を見込んでいる計算になります。この指標は約1,500人の人口増加分の多くを近隣市町に比べて、市内に多くの働く場があるという優位性に着目し、市内企業従業員が大竹に住んでくれるようになることを期待したものでございます。平成17年当時57.5%だった市内居住者の割合を、平成32年には65%にしようとしているものでございます。65%は約1,000人の従業員の方に住みかえてもらうことを想定したものでございます。

次に、市外からの通勤者の年齢や持ち家状況などの生活状況につきましては、定住促進アクションプランの策定に当たりまして、市内企業に勤務する従業員3,000名の方を対象として、住環境、生活環境や将来の住まい方の考えなどについて調査するアンケートを実施させていただきました。このアンケート結果をもとに、本市における定住促進の課題を抽出し解決していくための考え方や具体的な施策を検討してまとめたものが、平成21年4月策定の定住促進アクションプランでございます。また、同時期に実施しました企業ヒアリングからはどの企業も災害や事故対応などの観点から、従業員には事業所の近くに住んでほしいという考えを持っていることも把握しております。しかしながら、市内には多くの社宅や社員寮が整備されておりますが、企業からは多くの建物が老朽化してきているが新たな建てかえは考えていないとお伺いしております。居住している従業員の方々を市外に流出させないためにも、その受け皿となる住宅施策が重要であると考えています。

また、定住促進戦略会議で和木町の社会増減について調査させていただいたところ、平成18年から平成22年までの5年間を見た場合、本市では20歳代、30歳代の人口流出の割合が際立って高いのに対しまして、和木町は25歳から34歳までの世代は本市とは逆に増加しております。しかし、50歳を過ぎると町外へ転出していく割合が高くなっております。あわせて持ち家の状況では、和木町は借家や社宅等に住んでいる世帯の割合が本市より高いこともわかりました。和木町では子育てをしている間は借家に住んでいるものの、子育てが終わると町内に可住地が少ないことなどにより、町外へ住宅を求めて転出していく傾向があるようにも見受けられます。そうした世代を本市に取り込むといった、的を絞った方策を実施することも、今後の本市の定住促進施策として有効ではないかと考えられます。

次に、新規の企業誘致を考えているかとの御質問ですが、わがまちプランに掲げる市内立地企業従業員の市内居住率を高めるための施策、さらには人口減少を緩やかに、さらには人口をふやすための方策の1つとして、就労の場を確保するために新規の企業を誘致することも考えられます。しかし本市では既に工業用地は大きな部分は完売しており、新たに造成しない限り大型の工業関連の企業誘致は不可能な状況にあるというふうに思います。ゆめタウン大竹の海側にある8.9ヘクタールの広島県が所有する用地につきましては、平成17年に県が商業用地に変更し、平成18年以降3回にわたって公募されました。直近では昨年12月に公募を開始しておりますが、いまだに応募がなく現在まで商業用地としての開発はできておりません。本市にとりましてこの用地はにぎわいづくりの場として晴海臨海公園と一体となったまちづくりを目指している重要な土地ですので、機会あるごとに広島県にもその旨を申し入れるところでございます。できるだけ早い企業の進出を願い、今後も広島県と密に連携を図ってまいります。議員の皆様方におかれましても、引き続き情報提供を含め御協力をお願い申し上げます。

次に、2点目の大竹駅のバリアフリー化についてでございますが、先日の山崎議員の内容と同じ趣旨のようですので、答弁も繰り返しになりますが御了承いただきたいと思います。ＪＲ大竹駅は多くの人が利用しており、今年度実施した大竹駅周辺の整備に関する住民意向を把握するためのアンケートでは、駅構内にエレベーターがなく利用しづらいといった不満が大きいという結果が出ております。議会で採択されました橋上駅の実現等についての陳情や、大竹市事業評価監視委員会の附帯意見などを尊重し、今年度策定した大竹駅周辺整備新構想において、大竹周辺のまちづくりの目標、基本方針を、「東西に分断されたまちの一体化・回遊性の向上」、「駅及び周辺空間のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化」、つまりこれは移動するに当たり障壁がなくだれもが使いやすいということでございます。続きまして、「駅及び周辺空間のにぎわいづくり、魅力的で便利な生活拠点づくり」、「交通拠点・交通結節点としての機能の改善・向上」、「交流・憩い空間の創出と魅力的な景観の形成」と定め、その実現に向け「自由通路の整備」や「橋上駅舎の整備」を整備の施策・事業に位置づけています。

バリアフリーの跨線橋部の整備を先行し早期に大竹駅のバリアフリー化ができないかとの御質問につきましては、現時点では一体的な施設として整備することが安全確保の面、また効率性からも有利であると考えており、難しいと考えています。また、ＪＲ西日本との協議において、既存のＪＲ跨線橋にエレベーターを設置することは構造的に不可能であることを確認しております。

なお、大竹駅周辺整備新構想に基づく早期の整備実施につきましては、財政バランスを考慮しながら努力してまいりたいと考えております。以上で藤井議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 藤井議員。

○４番（藤井 馨） ３万人は指標であるということで、中身のほうで勝負すると、市民の皆さんの中身で勝負するというふうに私は受け取りました。23年度の計画策定からちょうど１年経過しておりますが、その間に多少なりでも効果が出てきているのかどうかお聞きしたいと思います。

それと大竹に住むとよその地域に比べてこれだけの優遇措置がありますからどうぞ大竹に住んでくださいというような優位性がございましたらお教え願いたいと思います。まずその２点をお願いいたします。

○議長（西川健三） 総務企画部長。

○総務企画部長（太田勲男） まだ１年目でございますので効果といえるようなものがない、申しわけないんですが。

それと大竹市に住むという優位性でございますが、この優位性というのを皆さんの気持ちの中でそれぞれ違ってくる場所もあると思うんですが、現在、割と行政というのは本来他市に誇ってもいいようなことにつきましては割と宣伝が下手でございます。どうしてもそのあたりでホームページ等をより見やすいものに直したり、今、定住関係のホームページ等も作成しております。リニューアルも含めて改正しておりますので、その内容等について持ち合わせておりませんので申しわけございません。また今度ゆっくり御説明でき

るチャンスがあればと思っております。

○議長（西川健三） 藤井議員。

○4番（藤井 馨） ありがとうございます。市の人口をふやすというのが大変困難であるということが過去の歴史からもわかっておりますが、皆さんで頑張っていきたいというふうに考えます。

企業に従事している方3,000人にアンケートをとったというお話が先ほどございましたけれども、ちょっと足元を見えますと市の職員は約300人ぐらいおられると思いますが、市外通勤者がどれくらいおられて、この足元からちょっと定住促進をやってみたらいかがですかということで、その辺をちょっとコメントいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 職員の割合等について調査させていただいております。自分が就任して一番最初に職員に大竹に住んでもらえよと、査定まで変えるというふうに発言したところ、市長、憲法違反ですよという厳しいお話をいただき、ただその中でヒントとして今、藤井議員がおっしゃったように、まさに市の職員が住んでいただけるまち大竹、そのことが非常に大切だというふうに思っております。

○議長（西川健三） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（西岡 靖） 職員の中で市外に住んでおる者の割合でございますが、正確な数字は手元に今ございませんが、約3割ぐらいだというふうに考えております。

○議長（西川健三） 藤井議員。

○4番（藤井 馨） ありがとうございます。新規の企業誘致もいろいろ模索されているということを御回答いただきました。頑張っってしっかり県のほうにも訴えていただきたいというふうに考えます。企業誘致といいますか、人口が減ると税金が減ってくるというような先ほど壇上のほうで述べさせていただきましたけれども、人口をふやす方法は何かないかと、企業誘致はもちろんです、これは質問というよりも私の考え方を述べさせていただきますと思います。

今後、大竹市はたくさんの学校の跡地があいてくる計画になっております。インターネットなどを使い広報活動を行って、適したものがあれば貸与など企業誘致を考えてみてはいかがでしょうか。これが第1点でございます。

また過日、平成22年度の決算委員会で農林水産業の項で、竹害の除去と竹を使っってのエタノールの抽出という作戦を考えたらいかがですかということを提案させていただきましたけれども、覚えておられるかどうかよくわかりませんが、大竹市のかいはいには無数の竹がございます。詳しく調査したわけではありませんが、油見あたりは竹山ばかりで、川手地区もずっと竹が多いと思います。竹は1年で育ちます。学校の跡地を利用すれば跡地利用で用地確保ができます。安定エネルギーの生産による利益収入も図れます。雇用の確保と人口増が考えられます。私自身、不勉強でよくわからないままの話で恐縮でございますけれども、この話が可能なのか不可能なのか調査いただけたらと思います。私もいろ

いろいろ努力して調べてみたいと思っております。皆で3万人を実現したいというふうを考えております。以上2点を要望いたします。

要望事項ですから次に入ります。

○議長（西川健三） 五次総合計画のほうはいいですね。続いて今度はバリアフリー化のほうに行ってください。

○4番（藤井 馨） そうです、はい。

これは先日、山崎議員にお答えいただいた回答がそのままそっくり出ておりますので、私もこれ以上、千日手となりそうなので突っ込む考え方はございませんが、自由通路についても着々といえますか、ゆっくりといえますか、前に進んでおりますのでなかなかこういう意見を述べるのは難しいかと思いますが、私自身の現在まで半年の議員経験の中での考え、この自由通路についてですね、考えを述べさせていただいて質問を終わりたいと思います。

昨年行われた自由通路についてのアンケートでも、結果、私は余り盛り上がりのないものだったというふうに考えます。その後のパブリックコメントにおいても5名の方が御意見を寄せられ、3名の方が反対だったと思います。私も心配なのでいろいろな地域の方、いろんな人に30名ぐらい話を聞きましたが、何を今さらというようなことでほとんど賛成の方はいらっしゃいませんでした。

大竹の人口も減少カーブですが、日本の人口も平成42年には1億1,662万人と推計しておられます。現在より1,140万人減少すると言われております。つまり先ほども申し上げましたとおり、税収がかなり減収することが考えられます。大竹市においても3万人指標はなかなか難しいということでございましたので、今後とも財政的には非常に苦しくなっていくのではないかとこのように推察いたします。大竹の今後の大きな計画では黒川の市営住宅、給食センター建設、小方駅、玖波駅整備、晴海の臨海公園の整備等、大きな行事がたくさん用意されています。これらを実現するには大変なエネルギーと予算を要します。批判が多い、資金繰りも難しくなる、このような悪条件の中でそれでもなお自由通路をやるんですかというのが私の気持ちでございます。この事業を進めるに当たり、新町や栄町、そして南北の地下道をどれぐらいの人たちが利用しているか、実際にどれぐらい皆さん歩かれていますかね。私はよく駅前をうろちょろしますんで、きょうはえらい人通りが多いなど思うことはめったにありません。電車が着いたとき一瞬人通りがあるだけです。大竹駅というのは現在はそういう状況であると思います。何をやるにしても、何度も現場に足を運ぶと、行政をやる人が何回も運んでいけば何か気がつく、また何か意見が出てくるというふうに私は考えております。

この10日と11日、昨日と一昨日ですが私ごとですけれども、大竹中学校と栗谷中学校の卒業式に出席いたしました。両校の生徒とも本当に初々しくて学校生活から得た思い出や経験、友達のきずな、そして先生に教わったことをそれぞれの道に進んでも忘れず頑張ると言っておりました。私は頼もしく勢いを感じました。そして感動しました。将来を担う若者やこれから生まれてくる子供たちに、生まれた瞬間から借金を背負わせては私は決していけないと思います。できることなら大竹駅のバリアフリーは跨線橋建設のみで、やめ

られるものなら中止していただきたいのが私の気持ちでございます。私は行財政の無駄、無理、むら、この3つ、を訴えてきました。これは無理をしている案件かなというふうに私自身は考えております。以上、言いたいことを、また気にさわることをたくさん述べさせていただきましたが、皆さんで大竹市をよくしていこうという私の気持ちからでございますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。終わります。

○議長（西川健三） 以上で一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、本11件につきましては8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において2番、大井渉議員、5番、乃美晴一議員、6番、児玉朋也議員、8番、山崎年一議員、11番、上野克己議員、12番、寺岡公章議員、14番、二階堂博議員、16番、山本孝三議員の8名を指名いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は2時50分といたします。よろしくお願いいたします。

十

~~~~~○~~~~~

14時36分 休憩

14時50分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第12～日程第18 〔一括上程〕

議案第15号 大竹市暴力団排除条例の制定について

議案第18号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第21号 大竹市社会教育施設運営審議会条例の一部改正について

議案第22号 大竹市火災予防条例の一部改正について

議案第26号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

議案第27号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第29号 平成23年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（西川健三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第15号から日程第18、議案第29号に至る7件を一括議題といたします。本7件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、細川雅子議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成24年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|---------|
| 議案第15号 | 大竹市暴力団排除条例の制定について | 原 案 可 決 |
| 議案第18号 | 大竹市手数料条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第21号 | 大竹市社会教育施設運営審議会条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第22号 | 大竹市火災予防条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第26号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について | 原 案 可 決 |
| 議案第27号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について | 原 案 可 決 |
| 議案第29号 | 平成23年度大竹市一般会計補正予算（第5号） | 原 案 可 決 |

平成24年3月2日

大竹市議会議長 西川 健 三 様

総務文教委員長 細川 雅子

〔総務文教委員長 細川雅子議員 登壇〕

○総務文教委員長（細川雅子） 去る2日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件につきましては、同日、委員会を開催しましたので、審査順に概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第29号平成23年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、本件では、まず「子ども手当の未申請による件数について何う」との質疑に対し、「9月までは対象者全員申請をしており、10月以降の申請は保護者数で35名の未申請者がいる。3月までに申請をしないとさかのぼっての受給ができないため、申請のお願いをしていきたい」との答弁がございました。

次に、複数の委員より「妊産婦健康診査等支援助成金の減額要因、また、手続が煩雑ではないか何う」との質疑に対し、「1回当たり2,000円を助成しており、2月末の時点で申請者数は126名、金額は290万円弱であるが、昨年度より出産が減っているようである。周知はしているが未申請者には通知などを考えている。手続については出産時の領収書の写しで確認をとっている」との答弁がございました。

次に「多額である給食センターに要する経費、また公共交通活性化基金積立金と大竹市公共交通活性化基金条例の制定については、総務文教委員会と生活環境委員会の両委員会に関係する。事前説明をすべきではないかと思うがいかがか」との質疑に対し、「議会で精度の高い審議をしていただくために今後は、多額な事業のもの、また両委員会にまたがるものについては、事前に協議会開催の依頼をお願いしたい」との答弁がございました。

次に、「臨時財政対策債の減額補正と減収補てん債を増額補正しているが、調整することはできないのか伺う」との質疑に対し、「減収補てん債は法人市民税の減額、また臨時財政対策債は普通交付税とセットとなっており、基準財政需要額と基準財政収入額の差が国から入るが国の交付税特別会計が赤字であり、それを地方と折半する考えのもとに算出している。基本的にそれぞれの目的で起債を発行しており、調整はできない」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号大竹市火災予防条例の一部改正についてでございますが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第21号大竹市社会教育施設運営審議会条例の一部改正についてでございますが、「審議会のメンバー構成及び審議会の開催事例について伺う」との質疑に対し、十
「現条例において20人以内で組織すると決まっております、構成員は社会教育法に定められている学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験者の中から委嘱する。平成12年の条例制定から10年以上たつが今まで審議会を開いたことはない。審議会は公民館、大竹会館など各施設の事業の企画、実施について、教育委員会の諮問に応じて開くことになっているが、少子高齢化、核家族化という中で新たな取り組みとして、地域との連携、各種団体との連携、小・中学校との連携等、一緒になった取り組みができないかということを生涯学習課で検討している」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第15号大竹市暴力団排除条例の制定についてでございますが、「大竹市における現状、市の役割、市民への周知についての考えを伺う」との質疑に対し、「大竹市には暴力団の組事務所はないが、所属している者が2名いると警察から聞いている。実際に行為が行われる、また行われようとしている事例があれば警察と連携し対応する。市民からの相談にこたえるなどの対応をしたい。条例の制定理由は暴力団を排除することが目的であるが、そのためには市民、市、事業者の役割を明確にして認識し、みんなで排除するという機運、姿勢を示す必要がある。暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しないという3ない活動の基本理念を条例に定めており、広報やホームページ、チラシな

どで市民の方に周知し理解を得たいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入り、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第26号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第27号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございますが、まず「食堂部分の運営主体について伺う」との質疑に対し、「平成18年度からＪＡ佐伯中央に指定管理をお願いしているが、レストランみくらは栗谷自治会の女性部に再委託して運営している」との答弁がございました。

次に、「大竹市として栗谷の地域を後押しできるようなアイデアがないか伺う。」との質疑に対し、「マロンの里を活性化させるよう美和の産直市など事業をしている情報をＪＡ佐伯中央に提供しながら、意見交換し盛り上げていきたい」との答弁がございました。

次に、「マロンの里は完成して10年以上たつ。いろいろな制約があるかもしれないが、施設の売却を考えたことはないか伺う」との質疑に対し、「毎年指定管理をお願いしているが、売却という視点からは今後の研究課題としたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で総務文教委員会に御付託いただいております議案7件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～○～～～～～～～

日程第19～日程第34〔一括上程〕

議案第13号 大竹市公共交通活性化基金条例の制定について

議案第14号 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の制定について

議案第16号 大竹市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について

議案第17号 大竹市税条例の一部改正について

議案第19号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第20号 大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

議案第23号 大竹市社会福祉生業資金貸付条例の廃止について

議案第24号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第25号 町及び字の区域の変更について

議案第28号 市道路線の廃止及び認定について

議案第30号 平成23年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第31号 平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第32号 平成23年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）

議案第33号 平成23年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第34号 平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第35号 平成23年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（西川健三） 日程第19、議案第13号から日程第34、議案第35号に至る16件を一括議題といたします。本16件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、上野克己議員。

生活環境委員会議案審査報告書

平成24年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|--------|---|---------|
| 議案第13号 | 大竹市公共交通活性化基金条例の制定について | 原 案 可 決 |
| 議案第14号 | 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の制定について | 原 案 可 決 |
| 議案第16号 | 大竹市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について | 原 案 可 決 |

| | | |
|--------|--------------------------------------|---------|
| 議案第17号 | 大竹市税条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第19号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第20号 | 大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第23号 | 大竹市社会福祉生業資金貸付条例の廃止について | 原 案 可 決 |
| 議案第24号 | 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について | 原 案 可 決 |
| 議案第25号 | 町及び字の区域の変更について | 原 案 可 決 |
| 議案第28号 | 市道路線の廃止及び認定について | 原 案 可 決 |
| 議案第30号 | 平成23年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | 原 案 可 決 |
| 議案第31号 | 平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計補正予算（第1号） | 原 案 可 決 |
| 議案第32号 | 平成23年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号） | 原 案 可 決 |
| 議案第33号 | 平成23年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号） | 原 案 可 決 |
| 議案第34号 | 平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | 原 案 可 決 |
| 議案第35号 | 平成23年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号） | 原 案 可 決 |

平成24年3月5日

大竹市議会議長 西川 健 三 様

生活環境委員長 上野 克己

〔生活環境委員長 上野克己議員 登壇〕

○生活環境委員長（上野克己） それでは、去る3月2日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案16件につきましては、3月5日に委員会を開催し、審

査を行い結論を得ておりますので委員会での審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

まず、議案第13号大竹市公共交通活性化基金条例の制定についてでございますが、本件では、「公共交通にかかわる総額の経費をどのくらいと見込み、基金がどの程度もつと考えているのか伺う」という質疑に対しまして、「幹線交通の、こいこいバスと、現在運行されている支線交通と、さらに今後の新たな支線交通を想定した経費から、それぞれの運賃収入を見込み、年間で約2,500万円程度必要と考えている。基金からは1年間で約2,000万円程度取り崩し5年間と考えている」との答弁がございました。

次に、「幹線交通があり、支線交通を何年までにどのように計画していくという全体計画が見えてこない。先に全体計画が示され、それに基づき年度ごとに積み立てを行うべきと考えるが、どのように考えているのか伺う」という質疑に対しまして、「従来は行政が計画を立て整備するという方法で行っていたが、その場合住民からすると必要のないものまで、机上のプランで整備される場合がある。そのため第五次総合計画にもあるように市民の皆様と一緒につくっていくまちづくりを目指し、その地区にとってバスがよいのか、乗り合い型タクシーがよいのかなど、地区の皆様と一緒に検討し整備していくという計画になっている。御理解をお願いしたい」との答弁がございました。

次に、「基金のめどが5年間分ということであるが、5年後については、また基金を積み立てられる状況になるのか伺う」という質疑に対しまして、「これから安定的な運営をするためには乗車率を上げることとあわせて、再編交付金を活用し積み増すということも状況を見ながら検討していくことになる」との答弁がございました。

次に、「地域の皆様が不便を感じているのに、なぜ幹線交通を大竹駅より延長することを考えないのか伺う」という質疑に対しまして、「幹線交通を延長してほしいという声は聞いているが、大竹市地域公共交通総合連携計画では、多くの人がよく利用するであろうJR玖波駅から大竹駅を結ぶルートを幹線交通と位置づけている。これを延長すると40分に1本という運行間隔が長くなる。これを防ぐためにはバスの台数をふやすしか方法がないが、台数をふやすと経費がふえ、結果、市として長い間続けていくことが困難になる。長く続けることができる公共交通を目指すため、幹線交通を延長せず支線交通でつないでいくという方法で進めていきたい。また、大竹エリアでは支線交通が整備されていない地域もあるが、新年度からは坂上線の便数をふやす予定にしている。御理解をお願いしたい」との答弁がございました。

ほかにも質疑はございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第14号合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の制定についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第16号大竹市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定についてでございますが、本件では「条例第8条で周辺住民の事前周知が義務づけられるようだが、

周辺住民とは何を指して周辺と言うのか伺う」との質疑に対しまして、「周辺住民の周知対象者は規則で決める予定があるが、条例第4条に規定している範囲内の住居については同意書をもらう予定である」との答弁がございました。

次に「条例第14条で経営者が墓地の清掃や管理をやらないときは、経営の許可を取り消すことができると解釈したが、実際墓地が建っている中で具体的にどのように処理していくのか伺う」との質疑に対し、「この条例において経営者の適格性を見きわめるものではあるが、条例施行以前に経営されているところについては、今回立ち入り権限も移譲されるため、墓地の変化を見定めしっかりと指導していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号大竹市税条例の一部改正についてでございますが、本件では「個人市民税の均等割の加算については、東日本大震災に関して地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保ということで、目的税と理解してよいのか。また、金額としてはどの程度になるか伺う」との質疑に対しまして、「均等割の課税者が約1万3,000人で、1人当たり500円になるため、年間で約600万円から650万円程度となり、10年間では6,000万円から6,500万円程度になると考えている。目的税となるかどうかについては平成26年からの賦課であり現時点では情報がない」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第19号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございますが、本件では「保険料が上がった分だけどういうサービスの提供が受けられるようになるのか伺う」という質疑に対しまして、「5期の計画の中で新たなサービスについては、小規模地域密着型の特別養護老人ホームを29床、ショートステイを10床、24時間対応の定期巡回随時対応サービスを50人ほど計画している」との答弁がございました。

次に「なぜこんなに値上げになるのか原因を伺う」という質疑に対しまして、「サービスの見込み量の関係で、高齢者人口の増加とともにサービスの需要も高くなっているのです、事業所あるいは被保険者のアンケートを勘案しながら最終的にこういうサービス量が必要であろうということから導いた数字である」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第20号大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてでございますが、本件では「条例第1条に規定する高齢者の定義をどのように考えているのか。また、指定管理者はどういう方を想像しているのか伺う」という質疑に対しまして、「高齢者とは60歳以上である。また、指定管理者については、想定としては同規模の公営住宅の指定管理を行ったことのある者、迅速な対応という観点から県

内に支店、営業所がある者ということを考えている」との答弁がございました。

次に「指定管理者に移行する場合、家賃滞納者についての徴収をどのように考えているのか伺う」という質疑に対しまして、「家賃の徴収事務については指定管理者に移行する予定であるが、滞納に伴う法的措置等については直接市で手続を行うことになる」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第23号大竹市社会福祉生業資金貸付条例の廃止についてでございますが本件では「来年度予算についても貸付金が計上されているが考えを伺う」という質疑に対しまして、「条例が可決されれば予算は執行しない」との答弁がございました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号町及び字の区域の変更についてでございますが、本件では「名称を公募し審議会で選んだと聞いているが、そのほかの候補は何があったのか。また、小方ヶ丘に決定した理由を伺う」という質疑に対しまして、「公募の結果、応募総数149件、そのうち有効数が107件あった。応募の中に小方がつくもの、大願寺がつくものが多くありいろいろな論議の末、小方小・中学校が移転されるため小方の名前を残したいということなどから決定された」。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第28号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、本件では「今回、市道として認定しようとする道路の中で、今から道路をつくる部分があると思うが、いつごろ完成する予定であるか伺う」との質疑に対しまして、「社会資本整備総合交付金の道路事業として平成24年度、25年度の交付金を要望していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号平成23年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第33号平成23年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第34号平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の3件につきましては、一括して審査を行っております。本3件では「保険財政共同安定化事業交付金が減額になった理由を伺う」という質疑に対しまして、「国保連合会から支出されているが、平成22年12月の診療分から平成23年11月の診療分までに、1人が1つの病院などで1カ月にかかった診療費

が30万円を超えると給付費に相当する額の一部が交付金として支払われる。これが当初の予算の見込みよりも減少したということで減額の補正をしている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第31号平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものに決しております。

続きまして、議案第32号平成23年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では「契約が済んだ時点で7,000万円受け取り、残りの金額についてはどのようになっているのか伺う」という質疑に対しまして、「大願寺地区の売却については現在のところ2割納められているが、残りの8割については確定測量後今月中に納めていただき、その後に所有権移転を行いたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものに決しております。

続きまして、議案第35号平成23年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものに決しております。

以上で生活環境委員会にご付託いただきました16件の議案の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） ただいま、委員長のほうから審査の報告がございましたが、私は議案第19号大竹市介護保険条例の一部改正について、委員会でいろいろ質疑もいたしましたし、またきょうの本会議でも繰り返し説明を求めたんですが、結局値上げの根拠についてはあいまいな答弁しか聞けなかった。これでは市民の皆さんへの説明責任を果たせんというふうに思います。予算委員会等もありますから、また私が理解できるような説明を求めたいと思うんですが、議案第19号については以上のような理由で反対いたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

13番、原田博議員。

○13番（原田 博） 私は議案第19号大竹市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場

で意見を付して討論いたします。

今回の議案は申すまでもなく、介護保険の65歳以上の保険料を引き上げる条例であり、2012年から14年までの基準月額を現行額の3,971円から4,827円、856円、21.5%増となるものです。その中身は被保険者が12年度に11年度と比較して約300人増の8,446人、施設整備としての小規模特別養護老人ホームとショートステイ施設、在宅サービスとしての24時間対応の定期巡回、随時対応サービスなど、本市独自の介護サービスについて検討、また課題事項を積み上げされたものです。総じていえば、介護報酬の増加、認定者の増加、新規サービスの追加及び施設整備などの予定を踏まえ、介護ニーズへの対応、加えて介護サービスの充実、拡大であり、本市の高齢化社会に向けて適応すべく施策だと、そういうふうに理解いたしております。

しかしながら、午前中の山本議員との一般質問、総括質疑において問題提起、また先ほどの反対討論でも示されましたように、施設整備としての小規模特別養護老人ホーム、ショートステイ施設、在宅サービスとしての24時間対応の定期巡回随時対応サービスの具体的実施、時期、めどなど、値上げの根拠などについて不明確な部分があります。私としても心配、懸念いたしております。つまりは、それらのことを織り込んだ上での介護保険料アップであり、新たな介護保険料であるということを議会として十分に認識するということが重要だと思います。さきに述べました新たな事業が市民から期待されます事業として着実に確実に実行されることを望みますとともに、今回の動向、取り組み状況、また財政的見地から議会との信頼関係を重視されまして十二分に意見交換、また情報提供ができますよう、またお取り計らいいただきますよう、この際に強く要望いたしまして賛成討論いたします。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本16件のうち、議案第19号を除く15件を一括採決いたします。

本15件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本15件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本15件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、３月13日から３月25日までの13日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって３月13日から３月25日までの13日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、御通知いたします。

本日、本会議終了後、直ちに第一委員会室におきまして、予算特別委員会を開会いたします。関係者はお含みの上、御参集お願いいたします。

３月26日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

15時25分 散会

(24. 3. 12)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月12日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 細 川 雅 子

大竹市議会議員 日 域 究

+